

新市まちづくり計画 【原案】

平成 15 年 6 月
川西薩地区法定合併協議会

目 次

序章	1
1 はじめに	1
2 まちづくりの課題と合併の必要性	2
(1) 地方分権	2
(2) 少子・高齢化	2
(3) 地方拠点都市としての将来	3
(4) 広域行政	4
3 計画策定の方針	6
(1) 計画の趣旨	6
(2) 計画の構成	6
(3) 計画の期間	6
第1章 新市の概況と主要指標	7
1 位置と地勢	7
2 自然環境	7
3 面積	7
4 人口・世帯	7
5 産業構造	10
(1) 産業別就業人口	10
(2) 新市純生産額	10
(3) 人口1人当たり市民所得	10
(4) その他主要指標	11
第2章 新市まちづくりの基本方針	12
1 新市まちづくりの基本理念	12
2 新市がめざす将来都市像	14
3 基本方針	15
(1) コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり	17
(2) 健康でともに支え合うまちづくり	17
(3) 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり	18
(4) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	18
(5) 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	19
(6) 都市力を創出するまちづくり	19
(7) みんなで進める市民参画のまちづくり	20
4 新市の都市構造	21

(1) ゾーンごとの振興方向	21
(2) 交流・連携軸	23
(3) 土地利用の基本的考え方	25
第3章 公共施設の基本的な考え方	26
第4章 新市一体化躍動プラン	29
1 「地域力」再生プロジェクト	30
(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり	30
(2) 地域を支える人を育てるまちづくり	30
(3) 地域文化を大切にするまちづくり	30
(4) 地域医療が充実し健やかで安心して暮らせるまちづくり	30
2 「都市力」創造プロジェクト	30
(1) 利便性の高い都市づくり	30
(2) 交流拠点を活かしたまちづくり	31
3 「交流活力」創生プロジェクト	31
(1) 産業活力を導くまちづくり	31
(2) 市域内の連携が盛んなまちづくり	31
(3) 市域外との交流が盛んなまちづくり	31
第5章 基本計画・まちづくり事業計画	32
1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり	32
(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり	32
(2) コミュニティ活動等への支援強化	34
(3) コミュニティ活動環境の整備	34
2 健康とともに支え合うまちづくり	35
(1) 保健・医療の充実	35
(2) 社会保障の充実	35
(3) 地域福祉社会の形成	36
(4) 高齢者福祉の充実	37
(5) 子育て支援・児童福祉の充実	37
(6) 障害者（児）福祉の推進	38
(7) 母子寡婦・父子福祉の充実	38
3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり	39
(1) 生涯学習の推進	39
(2) 人権の尊重	39
(3) 幼児・学校教育等の充実	40
(4) 地域文化の保存・継承	41

(5) 交流活動の推進	41
4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	42
(1) 防災・生活安全対策の充実	42
(2) 環境対策の充実	43
(3) ごみ処理の充実	43
(4) 下水道・生活排水処理対策の推進	44
(5) 安定した水・温泉利用対策の充実	44
5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	45
(1) 新市経済圏の創出	45
(2) 農業の振興	45
(3) 林業の振興	46
(4) 水産業の振興	47
(5) 商工業の振興	48
(6) 観光の振興	49
6 都市力を創生するまちづくり	50
(1) 住環境の整備	50
(2) 公園緑地の整備	50
(3) 道路・交通ネットワークの整備	51
(4) 市街地等の整備と拠点づくり	52
(5) 河川等の整備	52
(6) 港湾施設の充実及び利用促進	53
(7) 情報通信基盤の整備	53
(8) 土地利用	55
7 みんなで進める市民参画のまちづくり	56
(1) 市民参画の推進	56
(2) 男女共同参画社会の形成	56
(3) 効率的な行政運営の推進	57
第6章 新市における県事業の推進	58
1 鹿児島県の役割	58
2 新市における県事業	58
第7章 財政計画	59
基礎データ	63

序章

1 はじめに

21世紀を迎え、少子・高齢社会が本格的に到来し、高度情報化や国際化の一層の進展、住民の価値観や生活様式の変化などにより住民ニーズの多様化・高度化がますます進むものと予想され、自己決定・自己責任を基本とする地方分権を踏まえた行政施策の展開が必要となっています。

また、近年、交通や情報・通信手段の発達により、住民の日常生活圏は行政区域を越えて一層拡大しており、介護保険、環境問題など隣接する市町村が協力し合いながら共同で取組まなければならない広域的な行政課題も多くなっています。

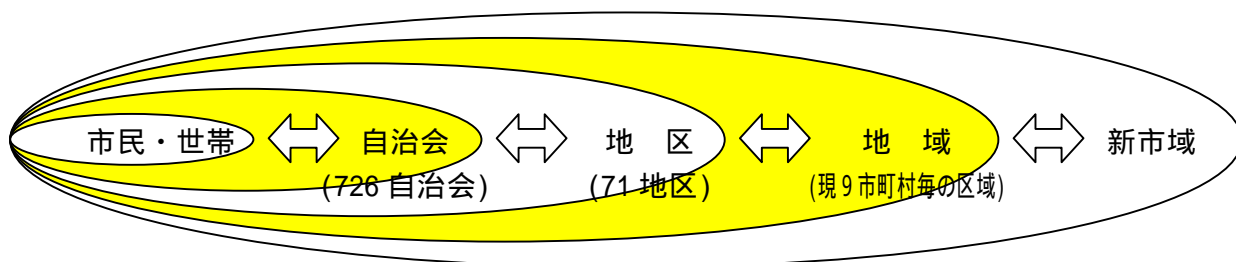
このような中で、市町村合併は緊急を要する全国的な大きな行政課題となっており、財政優遇措置等が盛り込まれている合併特例法は平成17年(2005年)3月31日までの時限法であることを考慮するとき、川西薩地区においても早急に取り組まなければならない課題と考えられます。

市町村合併は、21世紀の市町村が住民に対する総合サービス機関として効率的に機能し、地方の時代を実現するためには極めて有効な手段であるといわれており、住民の皆さんと一緒にになった真剣な議論が必要になります。

そのため、川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・鹿島村の2市4町3村が、どのような新市を建設していくか、また、合併して新市が誕生した場合に、どのようなまちづくりが可能となるのかなどを明確にするため「新市まちづくり計画」(以下、本計画という。)を策定しました。

地域・地区のイメージ

本計画では、市域を小エリアの自治会区域、中エリアの地区(現小学校区・地区)、大エリアの地域(現市町村域)と設定しています。(校区又は地区という呼称は、「地区」で統一してあります)



2 まちづくりの課題と合併の必要性

(1) 地方分権

地方分権の現状

- ・平成12年4月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体の自主性、自立性の尊重、地域住民の自己決定権の拡充が求められており、地方分権は議論から実行の段階に移行しています。
- ・身近な行政施策をできる限り市民に近い自治体において処理すべく、自治事務と法定受託事務の再編、権限委譲の推進及び補助制度の見直し等、抜本的な行政制度改革が進められた結果、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性が高まっています。
- ・市町村への権限委譲については、人口規模に応じて段階的に権限を委譲していくものとされています。
- ・地方交付税制度についても段階補正（団体規模）の見直しや、いわゆる構造改革の効果論から見た適正人口規模等、地方財政制度の抜本的改革が進められようとしています。

地方分権により生じる課題

- ・市の自己責任能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域の活力などに直接的に影響することが予想されます。
- ・一層主体的に行政運営に取り組むことが必要となり、独自の条例や基準を設ける等、自治体の政策形成能力に関して格差が生じる時代となることから、今まで以上に職員の政策形成能力が重要になってきます。
- ・様々な権限委譲に伴ない市の事務量は増加し、さらに新しい分野での事務の発生や、より専門的な判断機会の増加などが予想されます。

合併による課題解決の方向

合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化・行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る必要があります。

(2) 少子・高齢化

少子・高齢化の現状

- ・我が国では、平成9年6月にはじめて65歳以上の人口が15歳未満の人口を上回り、その後も少子・高齢化の流れが続いています。

- ・ 合計特殊出生率は長期的な低下傾向が続いており、平成 12 年には 1.36 であり、本県においても同年で 1.58 と、全国レベルには達していませんが、少子化の傾向が強まっていることには変わりありません。

合計特殊出生率とは・・・

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

- ・ 少子化の主な要因としては、社会進出する女性にとって、子供を産みにくく、育てにくい社会の構造的な特徴に根ざすところが深いと考えられます。
- ・ 高齢化率をみると、本県は 22.6%となっており、全国よりもかなり早いテンポで高齢化が進んでいます。中でも新市の高齢化率は 23.6%と本県平均より高くなっています。

少子・高齢化の課題

- ・ 少子・高齢化に伴う課題としては、若年層の働き手の減少により経済活力が低下すること、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財源が悪化すること、福祉関連事業への行政負担が増大すること、地区コミュニティの活動が衰退することなどがあげられます。

コミュニティとは・・・

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。新市における地区コミュニティとは、71地区（現小学校区・地区）のこと。

- ・ 国全体の人口の増加が見込まれないため、新市の活力を高める定住施策が重要になってきます。

合併による課題解決の方向

- ・ 新市においても少子・高齢化の進展は顕著であり、高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要です。
- ・ 市民一人ひとりが、自分の住む地区あるいは新市の活動に取組み、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など相互扶助による地区の活性化に向けた体制づくりの必要があります。
- ・ 人口の流入を促進し、若年層の定着を図り、新市の活力を高め、県内だけではなく全国的な都市間の競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要があります。

(3) 地方拠点都市としての将来

地方拠点都市としての現状

- ・ 交通・情報技術の発達や経済活動の進展に伴い、市民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに超えて拡大しています。

- ・ 新市は、人口や産業経済、文化面、県勢から見て南九州の拠点都市ですが、県土の均衡ある発展のため中核的な役割を担っています。
- ・ 平成 16 年度には九州新幹線が供用開始（10 年後は全線開通）されるため、交流人口の増大、通勤圏の拡大などを視野に入れた施策展開が可能になります。
- ・ 南九州西回り自動車道串木野インターチェンジ（IC）の供用開始が間近に控えており、新市への社会的・経済的インパクトが期待されます。
- ・ 都市規模について、基礎自治体として 10 万人規模をベースにした権限委譲や地方交付税制度の見直しが進められています。

地方拠点都市として課題

- ・ 高速交通体系の整備によって、福岡・熊本はもちろんのこと鹿児島市との時間的距離が短縮され、定住施策・観光等、交流人口施策等について都市間の競争が激しくなってきました。
- ・ 将来の都市間競争の激化に適切な対応をしていくためには、都市規模を拡大してスケールメリットを活用し、その競争力を強化することが必要であり、地域一体的なまちづくりや、合併による財政基盤の強化が不可欠となります。

スケールメリットとは・・・

規模を大きくすることで得られる利益のこと。

- ・ 交通渋滞を抑制するために、道路整備などの新たな投資をする必要が生じています。
- ・ 南九州の拠点都市として、従来よりも増した地域浮揚が望まれています。

合併による課題解決の方向

- ・ 可能な限りの高い目標を掲げて、全体的なまちづくりを進め、自然・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市内の事業者の活力を生み出す必要があります。
- ・ 合併により実現する行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる必要があります。

(4) 広域行政

広域行政の現状

- ・ 近年の都市化、道路交通網の整備や車社会の進展によって、市民の日常生活圏は、これまでの市町村の範囲を越えた広がりを見せています。これに対応するため関係市町村では、業務の効率化・経費の節減を図る目的として必要に応じて介護保険、ごみ・し尿処理、消防等に関する一部事務組合を設置し、広域的な事務の共同処理が行われています。しかし、一部事務組合制度は、事務の共同処理方式という性格

から脱却できておらず、各種事務の統合ができずに非効率な面もあります。

- ・ 防災体制についても広域的に取組まれ、原子力防災については県と川内市、串木野市及び隣接町が一体となった防災体制となっています。
- ・ 川内川についても、国土交通省川内川河川事務所を中心に県と流域市町が一体となった体制が組織され、毎年水防演習が行われています。
- ・ 川内港及び石油地下備蓄基地（串木野市）の石油コンビナート等特別コンビナート区域では、川内地区消防組合と串木野市消防本部において串木野海上保安部と連携した相互応援体制がとられ、共同訓練等が行われています。（西部排出油防除協議会）
- ・ 甑島から本土への救急患者船舶搬送が必要な場合、串木野新港から串木野市外への搬送は川内地区消防組合が行い、串木野市内の病院への搬送は串木野市消防本部が応援する体制がとられています。

広域行政の課題

- ・ 川内市、串木野樋脇清掃組合、甑島衛生管理組合における一般廃棄物最終処分場等の整備が10年以内に必要となってきました。
- ・ 川内港及び石油地下備蓄基地（串木野市）の石油コンビナート等特別コンビナート区域に対する連携した消防機器（大型高所放水車、大型化学消防車、泡原液搬送車等）の整備と応援体制のさらなる充実が望まれています。
- ・ 川内川の水防活動は、下流域一体となった活動が重要視されています。
- ・ 地方分権に伴う国・県からの権限委譲をはじめとする、新たな事務事業の制度化により、一つの自治体では対応が困難な広域化・高度化した行政課題が生じています。

合併による課題解決の方向

- ・ 一部事務組合が共同処理する事務については、住民ニーズに対応した、より効率的な事務処理と住民サービスの提供を行う必要があります。
- ・ 一部事務組合の基本的な考え方としては、住民サービスを低下させないように努めるとともに、現有施設の活用も図っていく必要があります。
- ・ 石油コンビナート等特別コンビナート区域に対する連携した消防機器の整備と応援体制のさらなる充実や災害等に対する防災活動体制の整備・充実を図っていく必要があります。
- ・ 日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携・協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要があります。

3 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・鹿島村の2市4町3村の総合計画等の基本構想及び過疎・辺地等の個別計画を踏まえながら新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく基本計画を策定してその実現を図ることにより、2市4町3村の速やかな一体化をめざし、地域の発展と住民福祉の向上を目的としたものです。

なお、合併後に策定される「総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」は、本計画を可能な限り尊重して策定するものとします。

(2) 計画の構成

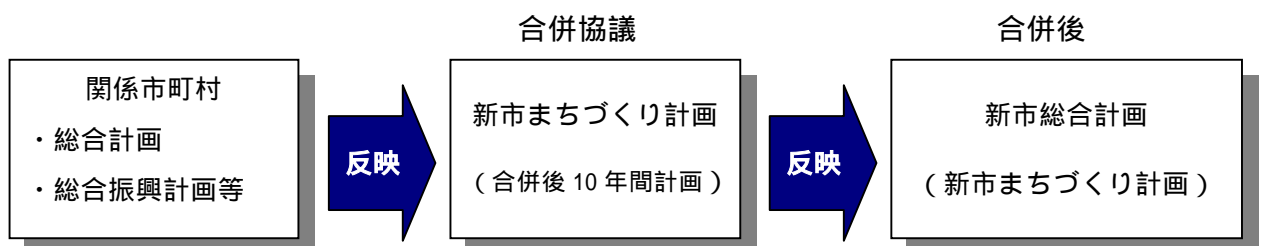
本計画は、新市のまちづくりを進めるための「基本方針」、「公共施設の基本的な考え方」、基本方針を実現するための「新市一体化躍動プラン」、「基本計画・まちづくり事業計画」、「財政計画」等で構成するものとします。

このうち、「基本計画」は、合併後のまちづくりの具体的施策を、「まちづくり事業計画」は「基本計画」を基本にして実施する主な事業を示したものです。

これらの施策、事業は、合併後、毎年度策定される総合計画実施計画（向こう3カ年計画）の策定作業や予算編成作業において、社会経済情勢を考慮に入れながら本計画を指針として事業選択され、実施されます。

(3) 計画の期間

基本方針は、新市の将来方向を展望した長期的なものとし、新市の基盤を形成するために、合併年度及びその後の10年間（平成16年度～26年度）を計画期間とします。



新市総合計画は、合併後、新市において地方自治法の規定（第2条第4項）に基づき策定されます。このうち基本構想は、市議会の議決を要します。

新市まちづくり計画は、市町村の合併の特例に関する法律（第5条）に基づき協議会が策定しますが、合併後は新市議会の議決を経て変更することができます。

第1章 新市の概況と主要指標

1 位置と地勢

新市は、薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市と日置地区、北は阿久根市に隣接する本土区域と、上甑島、中甑島、下甑島で構成される離島区域で構成されています。

2 自然環境

新市は、東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線、市街部を悠々と流れる一級河川川内川、蘭牟田池をはじめとするみどり豊かな山々や湖、変化の美しい甑島、各地の温泉など、多種多様な自然環境を有しています。

新市が有するこれらの多彩で美しい自然環境は、川内川流域県立自然公園（九州三大河川）、吹上浜県立自然公園（日本三大砂丘）、蘭牟田池県立自然公園、甑島県立自然公園に指定され、人々に親しまれています。

3 面積

新市の総面積は706.24 k m²で、その内訳は、本土が645.17 k m²、甑島が61.07 k m²となっています。総面積は鹿児島県の総面積9,132.42 k m²の7.7%を占めています。

4 人口・世帯

平成12年の国勢調査による新市の人口は129,708人であり、年々減少傾向にあります。また、増減率(平成7年から平成12年)を見ると県全体が0.45%減少しているのに対して新市は1.18%減少しており、新市は県よりも人口減少率が高い傾向にあります。一方、世帯数については近年増加傾向にあり、平成7年度は49,202世帯、平成12年では50,450世帯で1世帯あたり2.57人となっています。高齢化率は23.6%と県全体を上回っています。

新市の将来人口を、コーホート要因法により推計すると、平成17年で127,261人、平成22年で124,456人と試算されます。

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを言い、コーホート要因法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法。例えば、ある地域の現在20～24歳の住民は、5年後には25～29歳に達するが、その間の死亡や転入・転出による移動によって人口に変化が生じる。このような年齢階層ごとの変化が、今後の5年間も継続すると仮定して、現在の人口を基にある階層における移動の数と人口の割合を用いて5年後の人口を推計することが可能となるという考え方。

図表：鹿児島県下の市町村・合併協議会との人口の比較（上位5位まで）

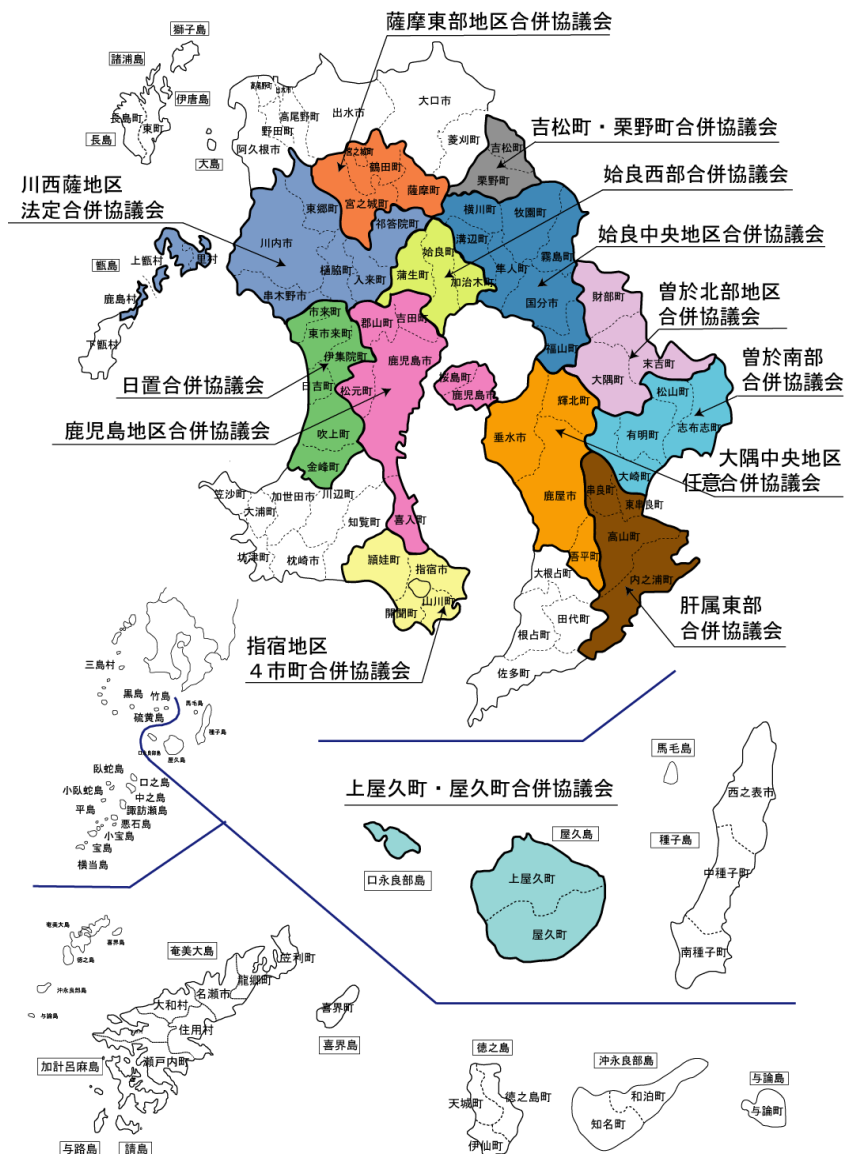
市町村・協議会圏域名	人口(人)
鹿児島地区圏域	601,693
川西薩地区圏域	129,708
始良中央地区圏域	127,912
大隅中央地区圏域	112,956
始良西部圏域	73,640

人口は平成12年国勢調査結果

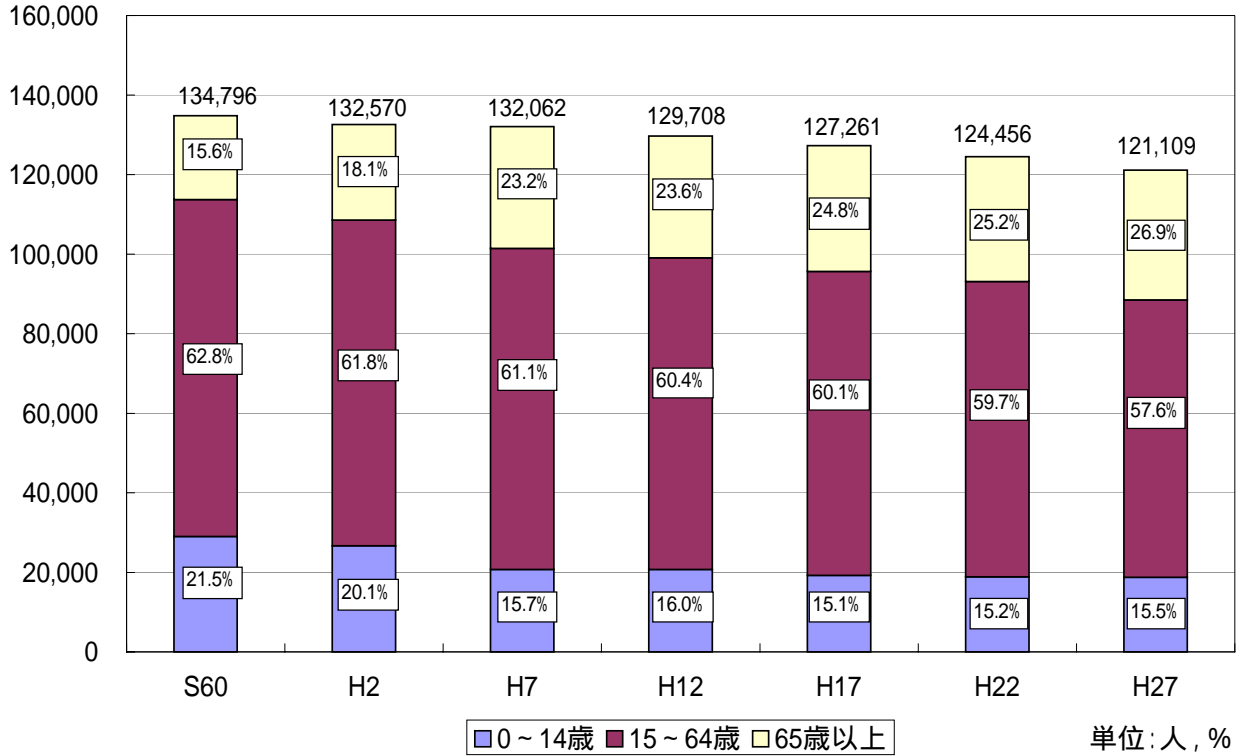
図表：鹿児島県下の市町村・合併協議会との面積の比較（上位5位まで）

市町村・協議会圏域名	面積(km ²)
川西薩地区圏域	706.24
始良中央地区圏域	603.67
鹿児島地区圏域	546.84
大隅中央地区圏域	544.33
屋久島地区圏域	540.98

図表：県内の合併協議会の設置状況(H15.4.30現在)

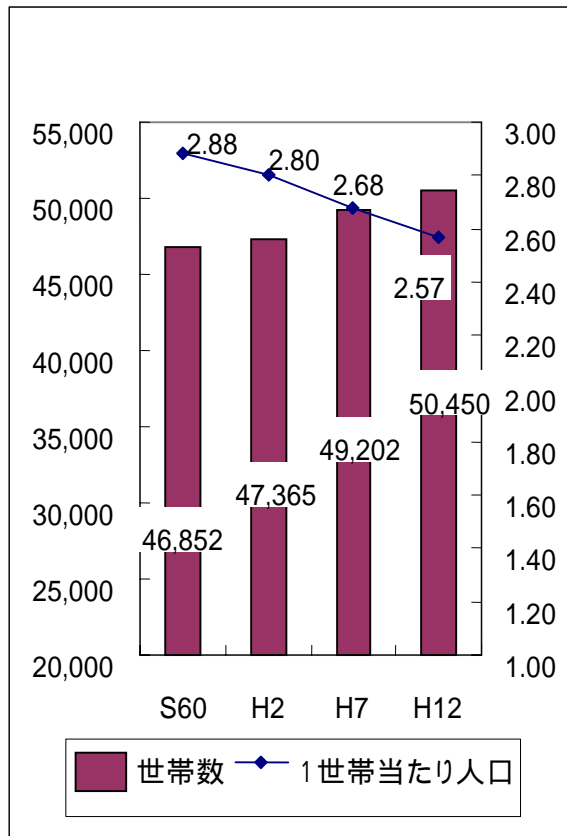


図表：新市の総人口の推移



国勢調査結果及び推計

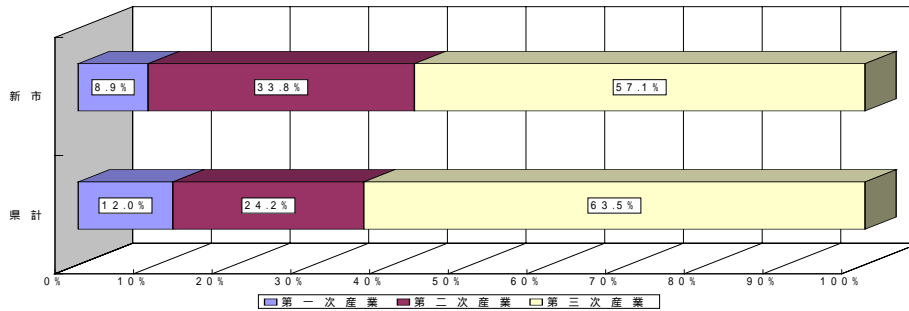
図表：新市の世帯数推移と1世帯当たり人口推移



5 産業構造

(1) 産業別就業人口

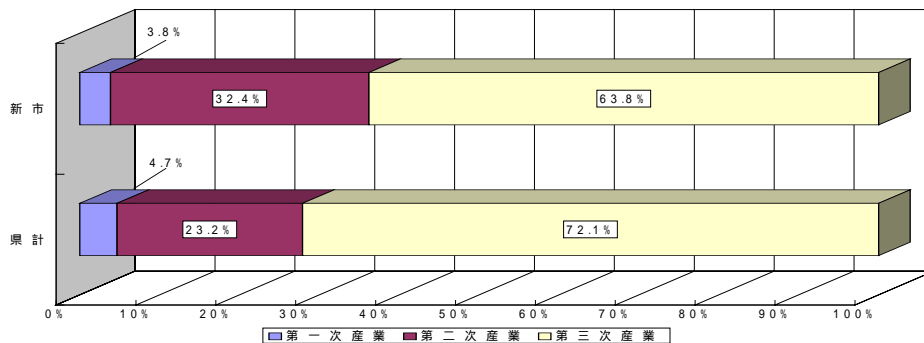
新市の産業別就業人口の割合は、第一次産業 8.9%、第二次産業 33.8%、第三次産業 57.1%となっています。県全体と比較すると、第一次産業と第三次産業の割合が若干低くなっており、第二次産業の割合が高いというのが特徴です。



平成 12 年度国勢調査結果

(2) 新市純生産額

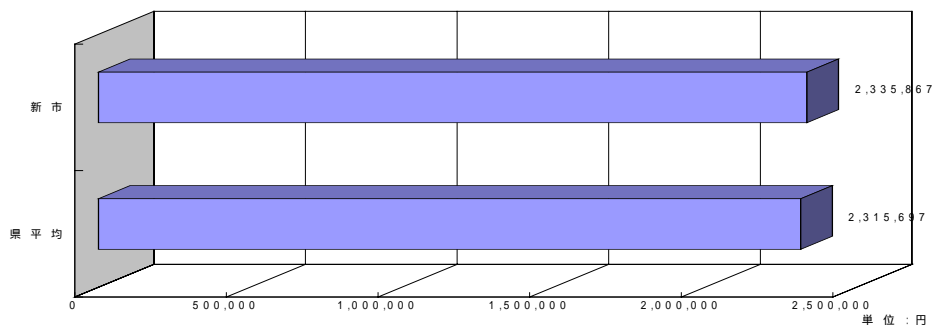
新市純生産額は 3,598 億 3,500 万円となっており、県全体の 8.2% を占めています。県全体と比較すると、第二次産業の純生産額の割合が高くなっており、産業別就業人口と同様の傾向といえます。



平成 11 年度市町村所得推計推計報告書

(3) 人口 1 人あたり市民所得

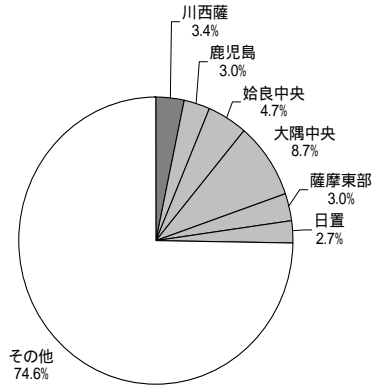
新市民の 1 人あたり市民所得は、約 234 万円であり、県平均より若干高くなっています。



平成 11 年度市町村所得推計推計報告書

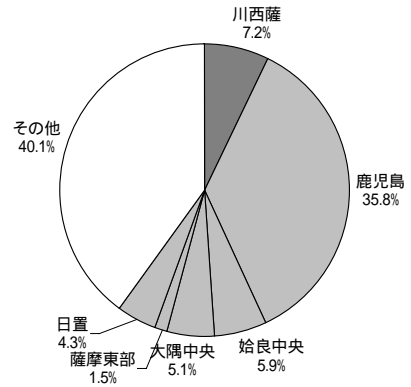
(4) その他主要指標

農業粗生産額の県内占有率



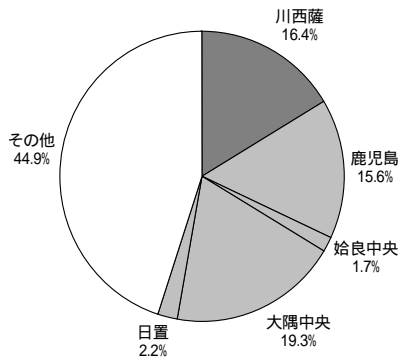
第48次鹿児島農林水産統計年報(平成12年度)

サービス業事業所数(民間)の県内占有率



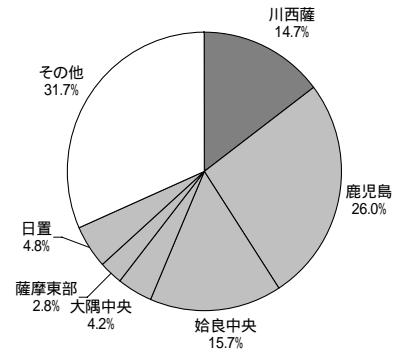
総務省統計局(平成11年度)

水産業漁獲高の県内占有率



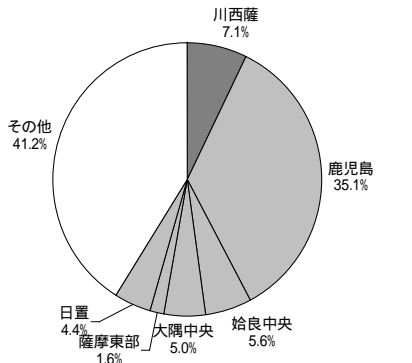
平成10年漁業センサス

工業製造品年間出荷額等の県内占有率



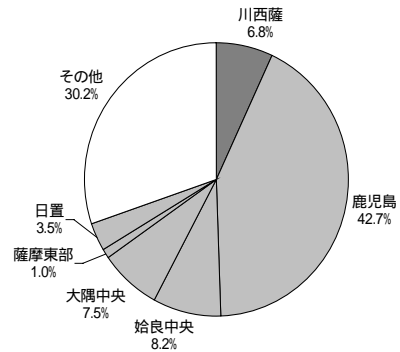
経済産業省経済産業政策局(平成11年度)

民間総事業所数の県内占有率



総務省統計局(平成11年度)

新設着工住宅戸数の県内占有率



国土交通省総合政策局(平成13年度)

第2章 新市まちづくりの基本方針

1 新市まちづくりの基本理念

「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」

これからの新しいまちづくりは、従来にも増して、「地域自らが考え、地域自らが取り組む主体的な地域づくり」を進めていくという視点が求められています。

そのためには、地域が持つ地域資源を再確認し、その地域の歴史や特性を最大限に活かした取組みを展開するとともに、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組みが必要となってきます。

また、それまでの市町村は、現在まで、それぞれが持つ特性や立地条件を踏まえた様々なまちづくりを着実に行ってきており、多様性、個性を創出しています。貴重な地域資源を育み、長年にわたって積み重ねてきたまちづくりの成果が、現在の姿となってそれまでの地域の人々の暮らしを支えてきました。このため、このまちづくりの成果を尊重しつつ、南九州の拠点都市として、時流に応じた新たな歴史を刻みながら個性を創出する「地域らしさ」を重視したまちづくりを展開していくことが必要です。

一方、新市全体で資源や施設を共有し拠点的機能を分担・連携する中で、「都市力」をレベルアップし効果的に発展していくためには、魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携・交流を促進する快適で利便性の高い社会基盤の整備・強化が必要です。

このようなことから、それぞれの地域やコミュニティの特性を活かしながら 13 万人都市のポテンシャル（潜在力）を最大限に発揮し、これらのネットワーク化により新しい価値を創造していくという方針のもと、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」をまちづくりの基本理念（基本的姿勢）とします。

地域力とは・・・

地域の自然や歴史文化というような財産と特性を踏まえた地力（本来持っている実力）のこと。

都市力とは・・・

類似の資源が集まることによる規模拡大の効果の発揮や異なる資源が融合することによる相乗効果の発揮によって、都市としての魅力が向上すること。

この基本理念には、次のような4つの視点が含まれています。

「地域力」を育み新しい地域創造をめざす

新市を構成する“まち”には、そこで生活を営んできた人々によって長年受け継がれた伝統や文化が形成され、地域の特性として醸成されてきました。また、新市は、面積が広く離島地域を有するなど多様な地域特性を持つ自治体となりますので、地域特性を活かした多彩な価値を有する「地域力」の向上を図ります。

「都市力」を最大限に発揮する

魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携及び市域外との交流を促進する快適で利便性の高い幹線道路の整備や効率的な公共施設の整備など、生活・産業基盤の整備を図り、都市機能が強化された一体感のあるまちの醸成に努め、さらに 13 万人都市の魅力を最大限発揮できるまちづくりを展開します。

市民参画によるまちづくりを進める

市民と行政が同じ目標・視点に立ったまちづくりを進めるため、必要な情報を共有できるように情報公開を積極的に進めるとともに、市民の意見や意向を幅広く吸収し、施策運営に反映させる広聴の充実に努め、市民参画のまちづくりを進めます。

行財政運営の効率化を進める

新市は約 13 万人の都市規模となることから、行政組織のスリム化等による効率的かつ適正な行財政運営を行い、多様化・高度化に対応した行政サービスの充実強化を図ります。

2 新市がめざす将来都市像

「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

基本理念に掲げた「地域力」の高揚により、将来における新市の「都市力」をどのような姿にレベルアップさせていくか、その目標となる姿を定めたものが「将来都市像」です。

新市は、都市機能が集積している地域、みどり豊かな農山村や趣のある温泉街地域、変化に富んだ海岸線を有する地域など、多彩な特性を持つ地域が結集した自治体であり、それぞれの特性に根ざす多彩な文化や風土が形成されています。

また、市民生活を支え、交流の基盤となるハード・ソフトにわたる多くの資源が蓄積されているとともに、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通が見込まれるなど、広域的な交流・連携の基盤が整備されつつあります。

これからの新市のまちづくりにおいては、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれのポテンシャル（潜在力）をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高いまちづくりを進めていくことが求められています。

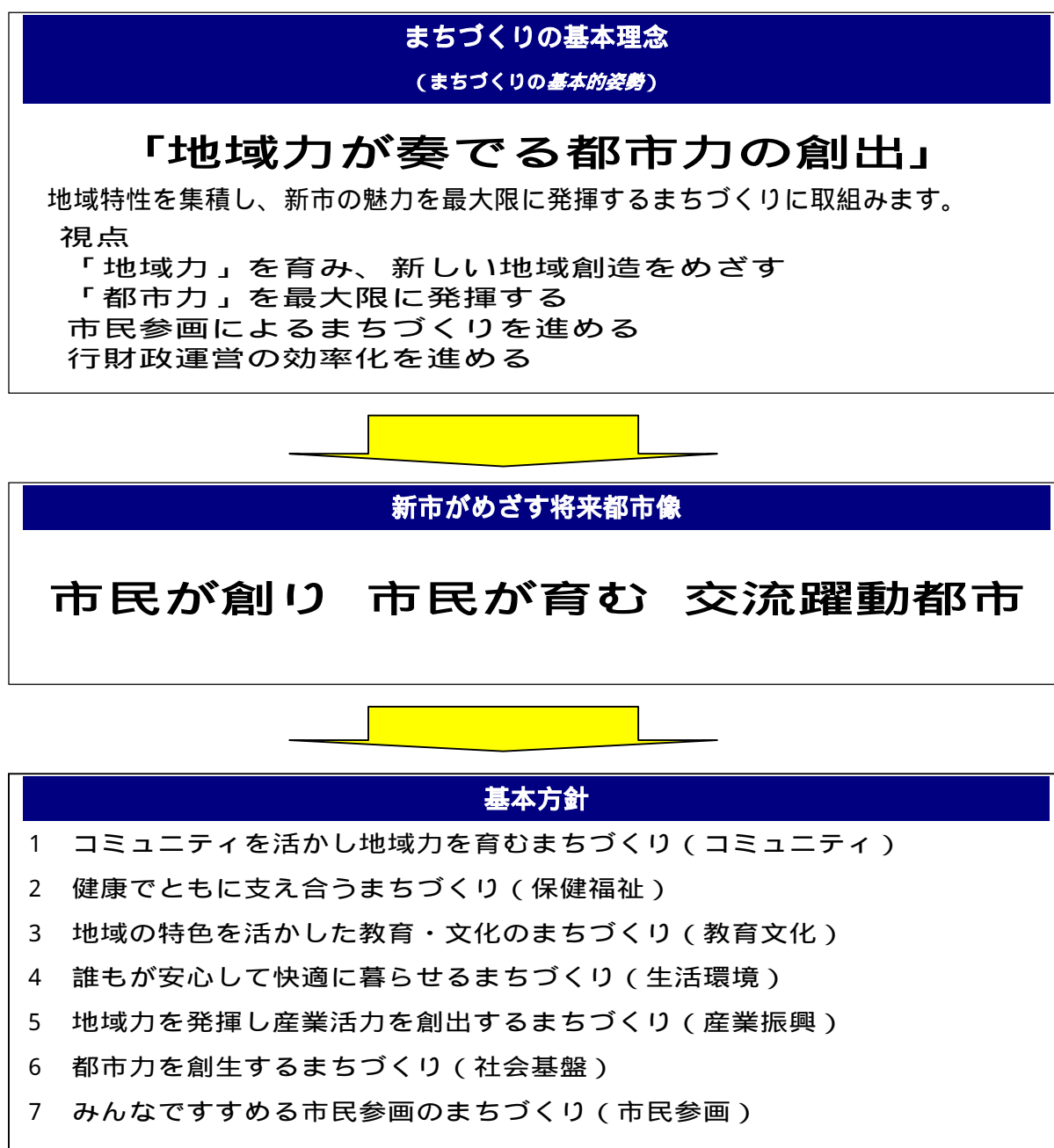
自然や歴史文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを実践する主体は市民です。また、この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できるビジョン（将来像）を描き、その実現に向かって協働で努力していくことが必要です。

このような考え方を基本とし、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」を新市がめざすべき将来都市像とします。

3 基本方針

新市における速やかな一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」の7つの分野の基本方針を定めます。

新市まちづくり計画の体系図



新市の都市構造

都市ゾーン

「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」

田園文化ゾーン

「水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」

海洋ゾーン

「水産業の安定的な発展と新しい観光レクリエーションゾーンの形成」



九州西岸軸

新市東西軸

- ・ 甌島交流ライン・川内川連携ライン
- ・ 空港アクセスライン・アジア交流ライン

地域交流軸

- ・ 川内串木野連携ライン・川内樋脇連携ライン
- ・ 川内入来祁答院連携ライン・串木野樋脇連携ライン
- ・ 東郷樋脇連携ライン・東郷樋脇入来連携ライン
- ・ 甌島縦貫ライン

新市一体化躍動プラン

1 「地域力」再生プロジェクト

- (1) 地区コミュニティ主体の地域づくり
- (2) 地域を支える人を育てるまちづくり
- (3) 地域文化を大切にすまちづくり
- (4) 地域医療が充実し健やかで安心して暮らせるまちづくり

2 「都市力」創造プロジェクト

- (1) 利便性の高い都市づくり
- (2) 交流拠点を活かしたまちづくり

3 「交流活力」創生プロジェクト

- (1) 産業活力を導くまちづくり
- (2) 市域内の連携が盛んなまちづくり
- (3) 市域外との交流が盛んなまちづくり

基本計画・まちづくり事業計画

1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

- (1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり
- (2) コミュニティ活動等への支援強化
- (3) コミュニティ活動環境の整備

2 健康でともに支え合うまちづくり

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 社会保障の充実
- (3) 地域福祉社会の形成
- (4) 高齢者福祉の充実
- (5) 子育て支援・児童福祉の充実
- (6) 障害者(児)福祉の推進
- (7) 母子寡婦・父子福祉の充実

3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 人権の尊重
- (3) 幼児・学校教育等の充実
- (4) 地域文化の保存・継承
- (5) 交流活動の推進

4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

- (1) 防災・生活安全対策の充実
- (2) 環境対策の充実
- (3) ごみ処理の充実
- (4) 下水道・生活排水処理対策の推進
- (5) 安定した水・温泉利用対策の充実

5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

- (1) 新市経済圏の創出
- (2) 農業の振興
- (3) 林業の振興
- (4) 水産業の振興
- (5) 商工業の振興
- (6) 観光の振興

6 都市力を創生するまちづくり

- (1) 住環境の整備
- (2) 公園緑地の整備
- (3) 道路・交通ネットワークの整備
- (4) 市街地等の整備と拠点づくり
- (5) 河川等の整備
- (6) 港湾施設の充実及び利用促進
- (7) 情報通信基盤の整備
- (8) 土地利用

7 みんなで進める市民参画のまちづくり

- (1) 市民参画の推進
- (2) 男女共同参画社会の形成
- (3) 効率的な行政運営の推進

(1) コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

新しいまちづくりは、市民一人ひとりが主役であり、生活の基盤となる各地域の活性化こそが新市全体の活力の源です。従来の市町村の境を取り払い、新市の自然・文化・人材などの貴重な資源を有効に活用した新しいまちづくりを進めるには、市民の意見や要望をより良く反映させるとともに、市民自らがまちづくりに積極的に参画することが必要です。

このため、市民の自主的な活動を促進するしくみづくりや組織体制の再構築を図ります。また、それぞれの地区コミュニティへの積極的な活動支援及び活動拠点施設の整備・充実を図るとともに、ボランティア団体や民間非営利組織（NPO）等を育成支援することにより、市民の社会参画を推進します。さらに、市民の地域社会やまちづくりへの参画を促すための広聴広報の充実と個人情報保護を配慮した情報公開を推進するとともに、電子自治体の構築及び様々な機関との情報のネットワーク化の推進により、事務の効率化及び市民サービスの向上に努めます。

地区コミュニティを活かしたしくみづくり
コミュニティ活動等への支援強化
コミュニティ活動環境の整備

(2) 健康とともに支え合うまちづくり

今後も高齢化が進む中で、高齢者、障害者、児童を含むすべての市民が、住み慣れた地域・地区の中で健やかに暮らせるまちづくりを進めることが必要です。

このため、保健・医療・福祉に関する様々な施策・事業の充実を図るとともに、市民が自ら進んで行動し、ともに助け合い、支え合う社会システムづくりを進め、誰もが安心して暮らせる福祉社会の構築に努めます。また、高齢者・障害者及び健常者の生きがいづくりに関する施策の推進、学童保育の推進、相談体制や子育て支援ネットワークの広域化、少子化対策の推進及び地域医療機関の確保や救急医療などの医療サービス体制の拡充に努めます。

保健・医療の充実
社会保障の充実
地域福祉社会の形成
高齢者福祉の充実
子育て支援・児童福祉の充実
障害者（児）福祉の推進
母子寡婦・父子福祉の充実

(3) 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

生涯を通じて自らの個性と能力を伸ばし、いきいきとした人生を築きたいという意識の高まりへの対応を図るとともに、豊かな心・国際的な広い視野・創造力を持った魅力ある人材を育む教育・文化のまちづくりが求められています。

このため、豊かな人間性を育む幼児教育・学校教育及び郷土教育の充実や教育施設の整備等による教育環境の充実を図ります。また、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたり多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、加えて、その学習成果を活かせる活動の場の確保等の支援体制、人材バンクの整備及び派遣制度の普及など、生涯学習体制の充実強化、各地域・地区で受け継がれている伝統芸能・伝統文化の保存継承を図ります。さらに、広い視野を育てる交流活動を推進し、人材の育成や個性のある地域づくりに努めます。

生涯学習の推進

人権の尊重

幼児・学校教育等の充実

地域文化の保存・継承

交流活動の推進

(4) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

新市は、海、山、川、湖、温泉などの豊かな自然環境資源に恵まれています。こうした豊かな環境と快適な生活との両立を前提とした南九州の拠点都市として発展していくためにも一層の生活環境の整備が求められています。

このため、市民生活における安全の確保をはじめ、自然環境の保全、上下水道の適正な整備などを進め、災害に強い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、地球環境への負荷を軽減するため、市民・事業者と行政が協働で省資源化やリサイクルなどに努め、資源循環型社会の構築を図ります。

防災・生活安全対策の充実

環境対策の充実

ごみ処理の充実

下水道・生活排水処理対策の推進

安定した水・温泉利用対策の充実

(5) 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

新市の発展を支え、活力と活気を生み出す源は産業活動にあります。また、多様な雇用機会の確保・創出は、若者の定住や人口の増加のための重要な条件となります。

このため、新市の最大の資源である豊かな自然を活かした農業や水産業、更に各種製造業、サービス業など多種多様な地場産業の「地域力」を十分活用した創造性あふれる産業の展開を図り、新市内で循環する経済構造を創出することで、新市の自立的な発展をめざします。

新市経済圏の創出

農業の振興

林業の振興

水産業の振興

商工業の振興

観光の振興

(6) 都市力を創出するまちづくり

新市のポテンシャル（潜在力）の発揮を図るとともに、快適で利便性の高いまちづくりを進めるためには、新市の情報通信基盤を含めた都市機能の向上を図ることが必要です。

このため、住宅・公園の整備や都市計画事業等の実施により機能的で美しい都市空間を創出し、都市拠点性と総合的な魅力を一層高める取組みを進めます。また、九州新幹線や南九州西回り自動車道の波及効果を新市全体に広げるために、重点的かつ一体的な幹線道路網の整備を図るとともに、本土と甑島を結ぶ交通アクセスのさらなる充実を図ります。また、コミュニティバス等の広域運行等による新市域内の交通の円滑化を図ります。

住環境の整備

公園緑地の整備

道路・交通ネットワークの整備

市街地等の整備と拠点づくり

河川等の整備

港湾施設の充実及び利用促進

情報通信基盤の整備

土地利用

(7) みんなで進める市民参画のまちづくり

地方分権の進展により自治体の自主的な活動範囲が広がる中で、市民ニーズも多様化し、まちづくりの進め方も行政主導から、行政と市民の役割分担のもとでまちづくりを展開することが求められています。

このため、新しい「対等と協力」の視点から市民と行政の関係を見直し、よりよいまちづくりの方向を見極め、協働していくことが必要であり、情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、まちづくりの実践に向けた体制の充実を図ります。

市民参画の推進

男女共同参画社会の形成

効率的な行政運営の推進

4 新市の都市構造

新市の自然、産業、文化及び土地利用等の特性を活かした均衡ある発展をめざすため、新市を大きく3つのゾーンに分け、次のように振興を図ります。

また、新市域内外との人やモノの活発な交流を促進するために、「交流・連携軸」を設定します。

さらに、土地利用区分ごとに、適正な土地利用・保全や効果的な利活用を図るため、土地利用の基本的な考え方を示します。

(1) ゾーンごとの振興方向

都市ゾーン（川内・串木野の市街地）

「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」

この区域は、九州新幹線やJR鹿児島本線、南九州西回り自動車道、国道3号、267号などが交差する交通の要衝に位置することから、商業・教育・文化・医療・行政等の都市機能が集中するとともに、工業団地には多くの企業が進出するなど南九州における経済・物流の拠点です。また、幹線道路や鉄道を利用して多くの入り込み客を導く新市域の玄関口としての要を担う役割があります。

このため、都市基盤の整備や魅力ある商業機能の創出、新市の顔にふさわしい風格のある市街地の形成、新市内各地域との道路・交通網や生活基盤等の整備により市民の交流拠点となる機能充実に努めます。

以上のことにより、「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」を基本として、豊かで利便性の高い市民生活のための都市基盤の整備に努めます。

田園文化ゾーン（樋脇・入来・東郷・祁答院及び川内・串木野の農村地帯）

「水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」

この区域は、水と緑に抱かれた肥沃な農地が広がり、米作、果樹栽培、野菜栽培、畜産などが盛んな農業地域であり、また、多様な泉質の温泉が各地域にあることから交流促進の地域として期待されます。

このため、認定農業者や集落営農の育成、新市全体を範囲とする農業公社の設立による農地流動化や新規就農者の育成などを進め、効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業の振興に努めます。加えて、地域間の道路交通網の整備、地域特有の文化・歴史・風土・多様な泉質の温泉を活かした観光・交流の推進、田園市街地の形成及び住宅地の整備などを進めます。さらに、森林のもつ多様な機能を活用し、森林資源の質的な充実と活力ある林業の育成を図り、森林の持続的な経営・管

理とその多面的な利用を推進します。

以上のことにより、「水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」を基本として、区域の特性に相応した産業の振興、豊かで多様性に富んだ田園地帯の整備に努めます。

海洋ゾーン（川内・串木野沿岸部及び甑島区域）

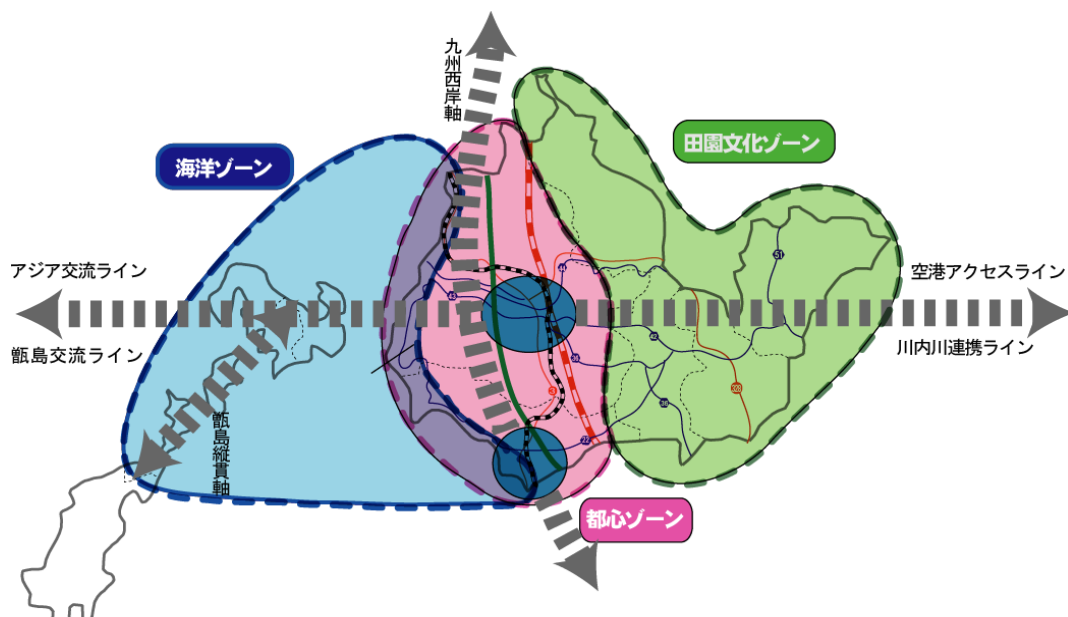
「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

この区域は、東シナ海の恵まれた海洋資源を有した水産業が盛んに行われている一方、変化に富んだ海岸線、甑島等の美しい景観等の資源を活かした個性ある観光地づくりが進められています。

このため、新しい技術を活用した養殖業や加工・流通体制の強化、水産資源供給基地としての確立、新規就業者や後継者の育成・確保など水産業の振興に努めます。また、新市内では九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通などの効果を最大限に導き出すため、観光資源を活かした自然とのふれあいや体験・滞在型観光を進めるとともに、新市内の温泉と水産物の連携など、異質の資源との組み合わせによって付加価値を高め、現代人の嗜好に対応した魅力ある観光地の形成や広域観光ルートの形成等を推進します。

以上のことにより、「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」を基本として、新市の基幹産業としての水産業の振興と、離島の「癒しの空間」としての特性を十分に活かした観光地づくりを進めます。

図表：都市構造のイメージ



(2) 交流・連携軸

新市内外の交流・連携を活発化させるために、高規格幹線道路、地域高規格道路、地域幹線道路、都市核道路やこれらを補完する道路の整備を促進し、新市における九州西岸軸、新市東西軸、地域交流軸の形成を図ります。

九州西岸軸

南九州西回り自動車道の早期整備や国道3号、国道328号の改良整備、九州新幹線の早期整備を促進し、北部九州と県都鹿児島市を結んだ九州を視野に入れた人とモノの交流を促進します。

- ・ 南九州西回り自動車道の早期整備の促進
- ・ 国道3号、国道328号の整備
- ・ 九州新幹線の早期整備の促進
- ・ 肥薩おれんじ鉄道の利用促進

新市東西軸

新市内外との交流・連携の活発化を図るために「甑島交流ライン」及び「川内川連携ライン」の形成を図ります。また、鹿児島空港への利便性向上やアジア方面との交流を促進するために、「空港アクセスライン」及び「アジア交流ライン」の形成を進めます。

(甑島交流ライン)

- ・ 甑島航路の充実
- ・ 地域間交流の促進

(川内川連携ライン)

- ・ 国道267号の整備促進、地域高規格道路の指定
- ・ 川薩グリーンロード(広域営農団地農道)の整備促進
- ・ 川内川アクアフロント構想(21世紀新かごしま総合計画)による観光ルートの設定やイベントの共同開催

(空港アクセスライン)

- ・ 空港連携線(川内空港間・串木野樋脇間)の整備促進

(アジア交流ライン)

- ・ 川内港・串木野港とアジア地域を結ぶ定期航路化と産業、経済、学術、スポーツ等の多様な交流の推進

地域交流軸

新市域間の交流・連携の活発化を図るために「川内串木野連携ライン」・「川内樋脇連携ライン」・「川内入来祁答院連携ライン」・「串木野樋脇連携ライン」・「東郷樋

脇連携ライン」・「東郷樋脇入来連携ライン」・「甑島縦貫ライン」の形成を図ります。

(川内串木野連携ライン)

- ・ 県道 43 号川内串木野線、県道 313 号荒川川内線の整備促進

(川内樋脇連携ライン)

- ・ 県道 42 号川内加治木線(隈之城 IC 関連)、県道 394 号山崎川内線の整備促進

(川内入来祁答院連携ライン)

- ・ 県道 333 号川内祁答院線及び県道 462 号堂山宮之城線の整備促進(県民の森関連)

(串木野樋脇連携ライン)

- ・ 県道 39 号串木野樋脇線の整備促進(空港アクセスライン関連)

(東郷樋脇連携ライン)

- ・ 阿久根～東郷～樋脇～郡山連携線の整備促進(県道 335 号市比野東郷線等)

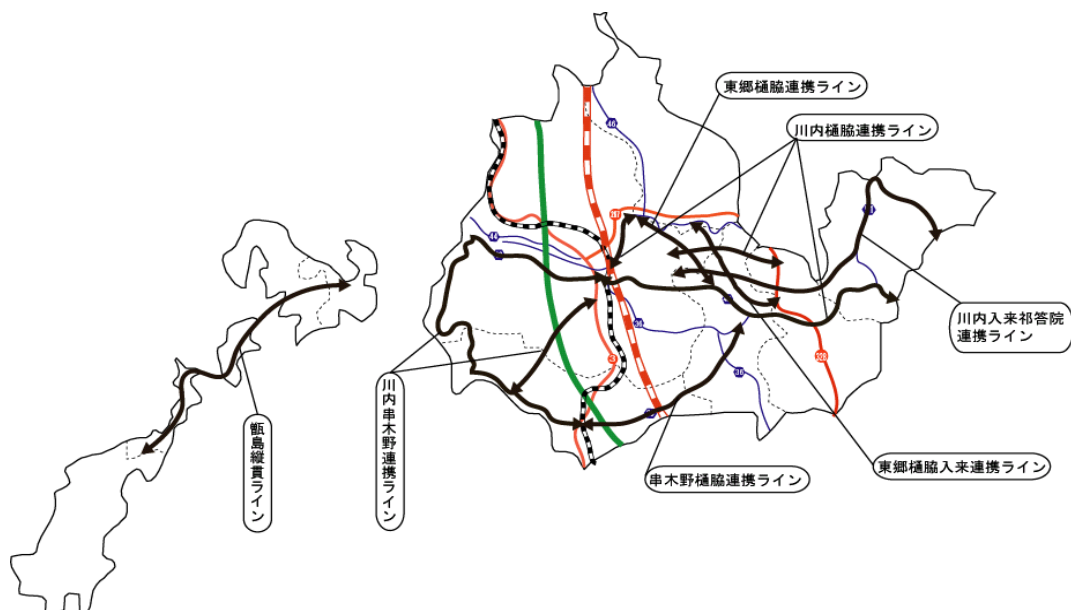
(東郷樋脇入来連携ライン)

- ・ 県道 346 号山田入来線の整備促進

(甑島縦貫ライン)

- ・ 甑島縦貫道(蘭牟田瀬戸架橋・県道の整備等)の整備促進

図表：地域交流軸



(3) 土地利用の基本的考え方

新市においては、将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から土地利用を図ります。

農用地

農業振興地域整備計画に基づき優良農地の保全・活用を図るとともに、その高度利用に努めます。なお、市街地と隣接する農用地については、住宅建設の動向を勘案しながら、営農活動に支障をきたさない範囲で住宅地等への計画的な転換を図ります。

森林

木材資源の有効活用と水源かん養をはじめ、自然環境との共生に配慮するとともに、多面的な機能が引き出せるよう、その利活用を図ります。

宅地等

都市計画事業、土地区画整理事業を計画的に進めるとともに、交通アクセスを向上させ、生活利便性の向上、交流・連携の拡大のため、交通拠点・道路交通網等の整備を図ります。また、産業機能や都市機能の集積などの土地利用の現況・動向の変化、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、用途地域の指定・見直しを適宜実施し、機能的な市街地の形成に努めます。

第3章 公共施設の基本的な考え方

公共施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう既存施設の有効利用を図りつつ、これまでの実績を踏まえ地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、及び財政事情を考慮したうえで、計画的に進めていくことを基本とします。また、公共施設の整備・管理について、管理公社への委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながらの民間活力の積極的な導入を図るとともにPFIの導入について検討を行います。

PFIとは・・・

プライベート-ファイナンス-イニシアチブ。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。

本庁舎については、新庁舎建設までの間は川内市神田町3番22号とし、従前の串木野市役所、樋脇町役場、入来町役場、東郷町役場、祁答院町役場、里村役場、上甕村役場、鹿島村役場は、各種窓口業務機能だけでなく総合的な業務を行う「総合支所」として、市民サービスの向上を図るよう必要な機能の整備・充実を図ります。

また、将来の新庁舎の建設については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し、検討するものとします。

なお、合併前の串木野市羽島支所、祁答院町黒木支所、蘭牟田支所、樋脇町市比野出張所は、「出張所」として、市民サービスコーナー（合併前の川内市）は、引き続き「市民サービスコーナー」（大小路サービスコーナー）として配置するとともに、住民基本台帳ネットワークシステムが稼動することから市民がどこでも住民基本台帳カードにより住民票等の交付を24時間受けられる自動交付機の設置を進めます。

「総合支所」とは・・・

市民サービスの面で従来の市役所・町村役場とほぼ同等の機能を有する総合的な機能を持つ支所を示す。

「市民サービスコーナー」とは・・・

住民票の交付など簡易的な窓口で、合併前の川内市中央公民館内に設置してある。

その他の類似公共施設については、その呼称を市民がわかりやすいよう統一し、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図ります。

なお、既存施設に愛称等がつけられている場合は、施設名の後に引き続き、使用するものとします。

公共施設呼称（類似施設）

	施設区分	新たな施設名	合併前の施設名	備考
1	清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 串木野樋脇環境センター 上甌島クリーンセンター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
2	火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 甌島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
3	上水道 浄水処理施設	浄水場	川内市丸山浄水場 串木野市山之神浄水場	有人施設
4	下水道 処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 串木野市クリーンセンター 中甌中野浄化センター 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
5	幼稚園施設	幼稚園 現在のとおり	(各市町村立) 幼稚園	
6	保育所施設	保育園	川内市立保育所 照島保育園 生福保育園(串木野) 里村へき地保育所	
7	健康保健増進等施設	保健センター 現市町村名に「保健センター」を続ける。 例：東郷町保健センター 東郷保健センター	保健センター (川内・入来・東郷・祁答院・上甌) 健康増進センター(串木野) 保健福祉センター(樋脇)	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
8	主な老人福祉施設	高齢者福祉センター 現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	串木野市老人福祉センター 樋脇町老人福祉センター 入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上甌村老人福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	
9	診療所	診療所	診療所 (川内・里・上甌・鹿島)	
10	総合運動公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・串木野・樋脇・上甌) 総合体育施設(東郷)	
11	その他 体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例：上甌村立体育館 上甌体育館	総合体育館・武道館・弓道場・相撲競技場・庭球場・グラウンド・プール・B & G 海洋センター・ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
12	主な勤労者 福祉施設	勤労者福祉総合センター 勤労者福祉センター 青少年ホーム 働く婦人の家 共同福祉施設	川内市勤労者福祉総合センター 入来町勤労者福祉センター 祁答院町勤労者体育センター 川内市勤労者青年ホーム 串木野市勤労者青少年ホーム 働く婦人の家 東郷町共同福祉施設 祁答院町共同福祉施設	セントピア等の呼称は施設名に続き使用できる。
13	給食施設	給食センター	給食センター(川内・串木野・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・里村・上甌村・鹿島村)	
14	ホール施設	文化ホール	川内市民会館 串木野市民文化センター 入来町文化ホール	サンフラワーいきりき等の呼称は施設名に続き使用できる。

15	中央公民館	生涯学習センター 現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例：樋脇町中央公民館 樋脇生涯学習センター	中央公民館等	
16	図書館	図書館	川内市立図書館 串木野市立図書館	
17	郷土資料施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上甕)	
18	(地区・校区)公民館	地区コミュニティセンター 現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを列挙してある。一部事務組合施設については便宜的に新市施設として列挙しているが、今後事務組合等との協議により検討されるものである。

第4章 新市一体化躍動プラン

まちづくりの7つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の9地域の速やかな一体化に向けた施策を「新市一体化躍動プラン」として定め、重点的かつ戦略的に取組みます。

なお、この「新市一体化躍動プラン」は、「基本方針」の7つの分野体系を横断した3つのプロジェクトからなります。

計画の位置付け

基本理念 (まちづくりの基本的姿勢)

将来都市像 (新市がめざすべき将来都市像)

基本方針 (将来都市像実現に向けた7つの政策)

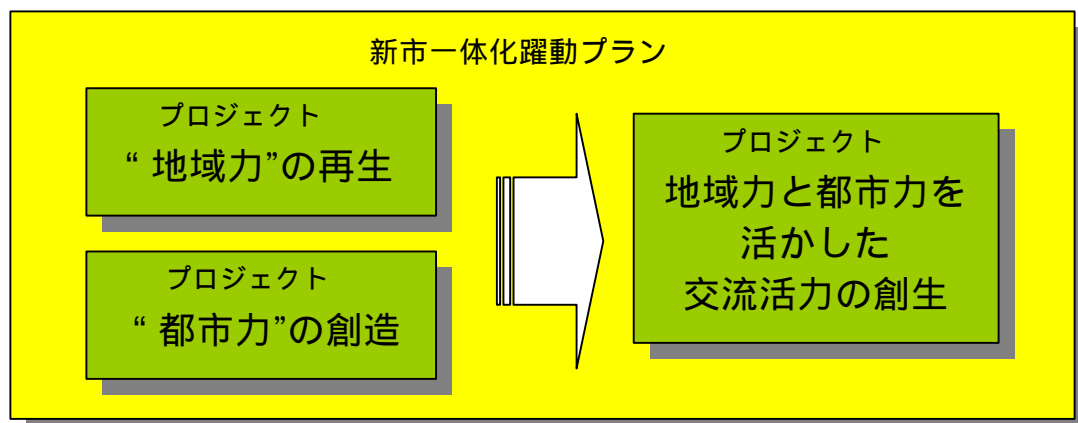
新市一体化躍動プラン (重点的かつ戦略的に取組む施策)

「基本計画」・「まちづくり事業計画」(基本方針に基づく施策と主な事業)

政策：目標達成のための手段としてとる、特定の方法・進路。

施策：ほどこすべき策。実行すべき計画。

新市一体化躍動プラン「3プロジェクト」の関係



1 「地域力」再生プロジェクト

地域が本来持っている自然や歴史文化などの財産や市民活動などの「地域らしさ」をこれまで以上に育むまちづくりを展開していくために、地区単位のコミュニティの活性化や生涯学習による人材の育成、市民が郷土の歴史文化に触れる機会の創出に取り組めます。また、安心して生活できるような健康づくりの促進や救急医療体制、福祉サービス、環境対策の充実を図ります。

(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり

地区コミュニティ協議会制度の導入（地区コミュニティ協議会の設置、地区振興計画の策定支援）

地区コミュニティ活動への支援強化

（コミュニティ活動への支援、市民参画の推進、地区コミュニティセンターの機能強化）

(2) 地域を支える人を育てるまちづくり

生涯学習の推進（推進体制の構築、生涯学習関連施設の整備、青少年の健全育成、スポーツの振興）

男女共同参画社会の形成

地域特性を活かした学校教育の推進（郷土教育の充実、特認校制度の導入、英語教育の充実）

(3) 地域文化を大切にすまちづくり

文化財及び伝統芸能等の保存・継承

文化的施設の整備及び利用促進（歴史・文化施設の改修、伝統的建造物群保存地区の保存）

(4) 地域医療が充実し健やかで安心して暮らせるまちづくり

健康づくりの推進

救急医療・消防防災体制の充実強化（救急医療体制・離島医療の充実、地域医療ネットワークの形成、消防防災体制の充実）

福祉サービス体制の充実強化（高齢者・障害者等福祉の充実、地域福祉推進体制の充実、子育て支援・児童福祉の充実）

環境対策の充実強化（ごみ・し尿処理体制の充実、資源ごみの分別収集・リサイクルの推進、不法投棄の防止）

2 「都市力」創造プロジェクト

新市の持つ道路・交通網や港湾、公園・河川空間等の拠点的功能、その他市民生活を支えてきた生活・産業基盤を新市全体で分担・連携することにより魅力の高い都市機能の充実を図ります。また、定住対策や地域情報化を進め、各地域の均衡ある発展に努めます。

(1) 利便性の高い都市づくり

中心市街地の活性化

定住ネットワークの形成（公営住宅の整備・維持管理の推進、定住促進対策の推進）

道路・交通ネットワークの形成

情報通信基盤の整備推進（地域情報化、行政情報化、教育ネットワーク）
ネットワークサインの整備

ネットワークサインとは・・・

公共案内サイン 市境案内（ゲートイン）、公共施設案内・誘導、道路標識、公共施設名、公園等

観光案内サイン 名所・旧跡案内誘導、地域の産業解説、市内周遊散策ルート等

(2) 交流拠点を活かしたまちづくり

川内駅・串木野駅周辺の整備推進

南九州西回り自動車道路インターチェンジ周辺の整備推進

中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設（ポートセールス、開港指定促進）

港湾機能の強化（港湾施設の整備、まぐろ漁業母港基地化の促進）

公園・緑地・河川空間の整備推進

3 「交流活力」創生プロジェクト

「地域力」を育て「都市力」を発揮できるように地域間の連携を強化するとともに、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通を見据えた新市内外からの交流人口の拡大を図り、人とモノの活発な交流を促進し、市民の一体感の醸成に努めます。

(1) 産業活力を導くまちづくり

新市経済圏の創出（市内事業者の利用促進、地産地消の推進、新市ブランドの形成）

企業育成・誘致の推進

新市産業の振興（農林水産業の新たな展開、商工業の振興）

(2) 市域内の連携が盛んなまちづくり

交流事業の推進（スポーツ交流、地域や地区コミュニティ間交流、生涯学習活動の交流）

小中学校間の交流推進

(3) 市域外との交流が盛んなまちづくり

九州新幹線等を活用した交流・体験型観光の推進

（資源の複合的な活用とスポーツ大会・合宿・コンベンション等の誘致促進、観光施設の機能充実）

国際交流の推進

第5章 基本計画・まちづくり事業計画

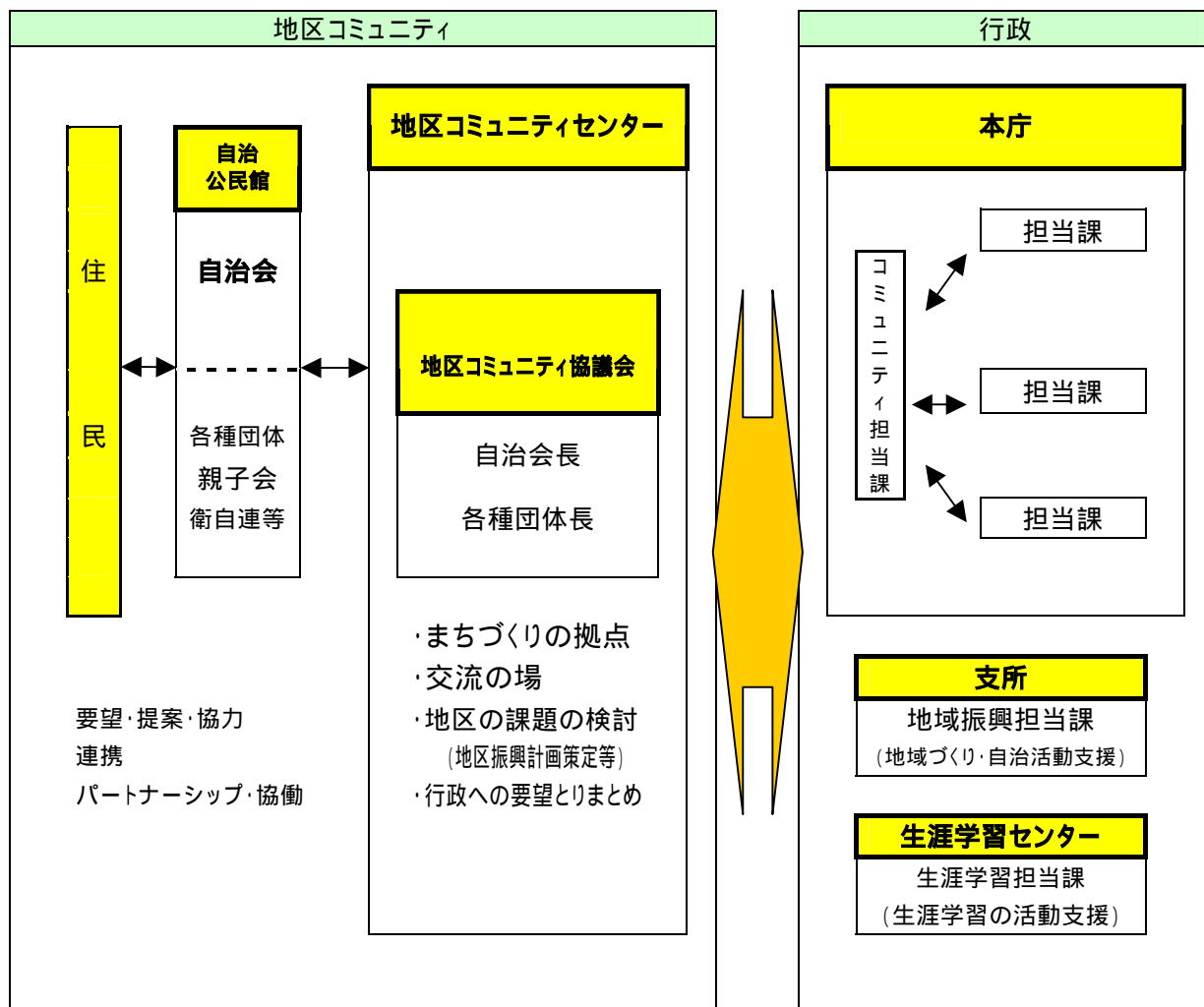
まちづくりの基本方針に基づき、将来都市像の実現に向けた新市建設の根幹となるべき、具体的な施策を示す「基本計画」と、その主要な事業を示す「まちづくり事業計画」を次のようにとりまとめました。

1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区における連絡協議会などの機能を見直し、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することにより地区コミュニティ機能の活性化を図ります。

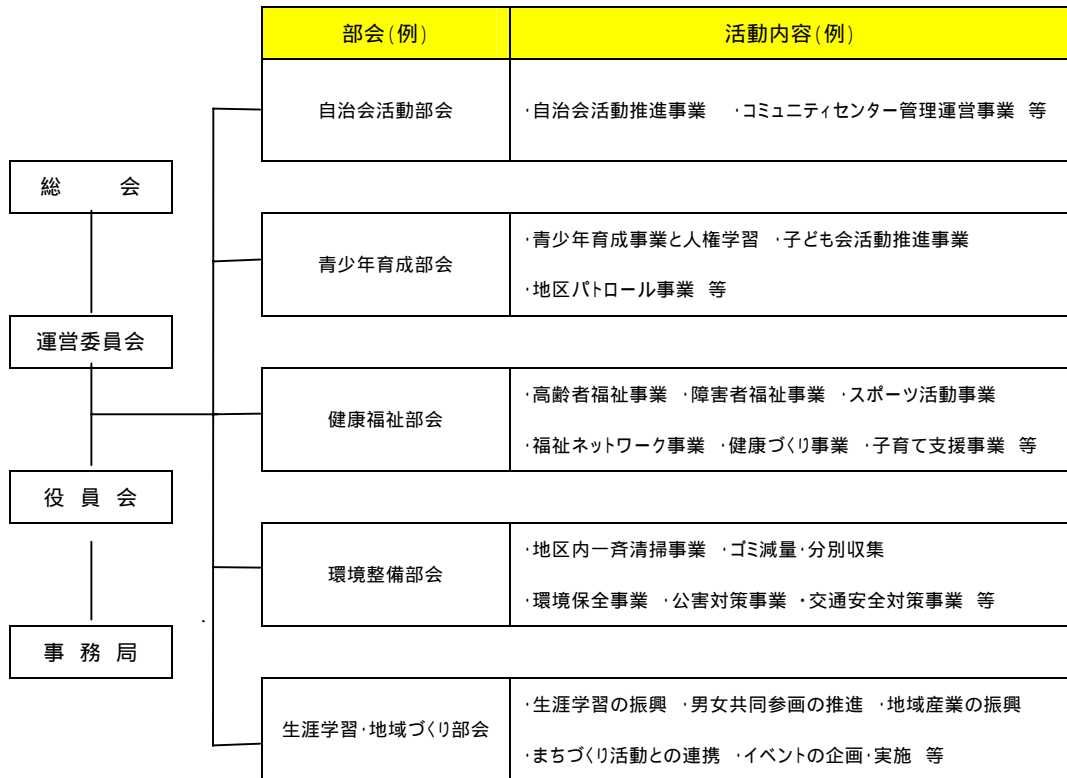
地区コミュニティと行政の関係イメージ（案）



地区とは・・・ 現小学校区・地区のエリアのこと。

「地区コミュニティ協議会」組織イメージ（案）

地区コミュニティ協議会は、各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容によってまとめたもので地区のための活動を行うものです。具体的に設置する部会とその活動内容は各地区のコミュニティで協議されるべきものです。



項目	事業内容	主な事業
地区コミュニティ協議会の設置	自治会と地区各種団体が連携し、誰でも参加し、身近に地区の課題を話し合える場として、「地区コミュニティ協議会」を設置します。	コミュニティ推進事業[新市・地区]
地区振興計画の策定支援	地区住民自らが、合併後に地区の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、5年から10年間の「地区振興計画」としてとりまとめる活動を支援するアドバイザーの派遣や策定に関する助成を行います。	地区振興計画策定支援事業[新市・地区]

地区振興計画の趣旨

これからの地方分権の時代には、今までも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考えに基づき、それぞれの地区を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

(2) コミュニティ活動等への支援強化

コミュニティ活動を積極的に支援するとともに、自治会への加入促進を図ります。また、ボランティア団体やNPO（民間非営利団体）における様々な活動が盛んなまちづくりをめざし、ボランティア等の体験機会の創出を図るとともに、多面的な支援を進めます。さらに、広聴広報の充実と情報公開を積極的に進めることにより、市民からの意見を取り入れるシステムを確立するとともに、男女共同参画社会の実現をめざし、市民の創意工夫を活かした自主創造の市民参画型社会の形成を推進します。

項 目	事業内容	主な事業
コミュニティ活動への支援	ボランティア活動支援や地域づくり住民団体活動の支援など、コミュニティ活動に対する支援を強化します。	ボランティア活動支援事業（市・県） ボランティア人材育成支援事業（市・県） 地域づくり活動支援事業 公共施設アダプト推進事業
市民参画の推進	行政情報やまちづくり情報などの公開を進め、市民と情報を共有化し、市民と行政が一体となって、新しいまちづくりに取り組む環境づくりに取り組みます。	広聴広報事業 地域情報化推進事業 情報公開制度充実事業 まちづくり交流センター運営事業 男女共同参画推進事業

〔県〕(県事業)は調整中

アダプトとは・・・

里親制度のこと。自治体が、道路や公園、ビーチなどの清掃活動を地元住民に任せる制度。地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの。

(3) コミュニティ活動環境の整備

各地区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設として、「地区コミュニティセンター」の整備・充実を図り、地区ごとの話し合い活動の場としての活用や伝統行事、イベント、市民交流などの場として、活動しやすい環境づくりに努めます。

項 目	事業内容	主な事業
地区コミュニティセンターの機能強化	自治活動を行う中心的な施設として、地区ごとに「地区コミュニティセンター」を設置し、地区ごとの話し合い活動の場としての活用はもちろんのこと、伝統行事、イベント、市民交流の場などとして活用を図ります。設置にあたっては、既存の公民館等を活用することを基本とし、施設の整備や充実を図ります。	地区コミュニティセンター運営管理事業 地区コミュニティセンター維持修繕事業 地区コミュニティセンター整備・改修事業

2 健康でともに支え合うまちづくり

(1) 保健・医療の充実

「自分の健康は自分で守る」という市民の健康に対する意識の高揚や、病気に対する予防知識の普及と啓発を図るため、地域ごとに保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の拡充により市民の健康づくりを推進します。また、都市ゾーンにおける総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合による医療体制の強化を図ります。さらに、情報通信技術を活用して各地の医療機関・診療所等とのネットワークの形成を図りつつ、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取り組めます。

項 目	事業内容	主な事業
健康づくりの推進	市民の日常生活における健康に対する意識の高揚や病気に対する予防知識の普及と自覚を促すため、地域ごとに保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の充実により、市民の健康づくりを促進します。また、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取り組めます。	健康づくり推進事業 健康づくり運動推進計画策定事業 予防接種事業 感染症予防事業 保健センター運営管理事業 保健センター維持修繕事業 老人保健事業 母子保健事業
救急医療体制の充実	都市ゾーンの総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合による医療体制の強化や医療支援体制の充実等を図ります。また、情報通信技術を活用して各地の医療機関、診療所等との有機的なネットワークの形成を図ります。	地域医療対策事業〔市・県〕 診療施設維持修繕事業 診療施設整備・改修事業 初期救急医療対策事業〔市・県〕 第2次救急医療対策事業〔市・県〕 救急患者搬送ボランティア事業 離島緊急搬送体制整備事業〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(2) 社会保障の充実

市民の健康と老後の生活を支える年金・健康保険・老人保健・介護保険事業の健全な運営に努めるとともに、医療費の増大を抑制するための健康づくりを推進します。また、介護保険制度に基づく各種サービスの充実を図るとともに、介護保険事業の適正な運営を行います。なお、国民年金については、年金制度の普及啓発に努め、加入の促進を図ります。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
国民健康保険の健全運営	被保険者の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、健康教育や健康づくり事業、疾病予防事業など保健事業を積極的に推進し、健康の保持・増進を図ることで、国民健康保険の適正な運営を図ります。	国民健康保険事業
老人保健の適正な運営	保健師等による訪問指導や医療費通知、レセプト点検などによる医療費の適正化に努め、老人保健事業の適正な運営を図ります。	老人保健事業
介護保険事業の運営	介護が必要な高齢者に対して、必要な人が必要な時にサービスが受けられるように、介護保険制度の広報及び適正な運用を図ります。	介護保険事業
国民年金事業の推進	年金制度の主旨や重要性等の広報を行い、加入促進を図ります。	国民年金制度周知事業 国民年金加入促進事業

(3) 地域福祉社会の形成

市民がともに助け合い、支え合う社会システムの一環として、ボランティア活動の支援・人材育成に努めます。また、生活保護制度の適正な運用、福祉に関する総合的な施設や温泉を活用したりハビリテーション施設の整備などを進めます。さらに、高齢者や障害をもつ人が、不自由なく安全・快適に暮らすことができるための環境づくりを進めるため、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化を推進します。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
地域福祉活動の推進	地域福祉に関する意識強化、活動体制の充実、社会福祉協議会等の機能充実、生活保護制度の適正な運用を図ります。また、市民が共に助け合い、支え合う社会システムの一環として、ボランティアの活動支援・人材育成に努めます。	地域福祉活動事業 生活保護事業 ボランティア活動支援事業(市・県) ボランティア人材育成支援事業(市・県)
福祉施設の機能充実	福祉に関する総合的な施設の整備など、福祉施設の機能充実を図ります。	福祉施設管理運営事業 福祉施設維持修繕事業 福祉施設整備・改修事業
公共施設等のユニバーサルデザイン化	高齢者や障害をもつ人が、不自由なく安全・快適に暮らすことができるための環境づくりを進めるため、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化を推進します。	ユニバーサルデザイン推進事業

〔県〕(県事業)は調整中

ユニバーサルデザインとは・・・

老若、健常者・障害者のわけ隔てなく誰もが利用しやすい「すべての人のためのデザイン」。「障害、障害者」に対する人々の意識を変えようと、デザインにおけるバリアフリー(段差や仕切りをなくすなど障壁のない状態)の概念をより一般的にしたもの。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように給食サービスや生きがい対応型デイサービスなどの高齢者福祉事業の継続的な実施を図るとともに、安心して暮らせる生活環境・医療・生涯学習体制等の総合的な整備を推進し、高齢者が生きがいを感じながら主体的に社会参加できる環境づくりを進めます。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
高齢者の生活支援の充実	給食サービス事業や生きがい対応型デイサービス事業などの高齢者福祉事業の継続的な実施を図り、高齢者の生活支援の充実を進めます。	高齢者福祉事業
介護者・要介護者への支援充実	要介護者等が自立した生活を確保するために必要な支援及び家族介護者の身体的・経済的な負担軽減のための支援対策の充実を図ります。	介護保険事業 家族介護生活支援事業
生きがい活動への支援充実	安心して暮らせる生活環境・医療・生涯学習体制等の総合的な整備を推進し、高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会参加できる環境づくりを進めます。	シルバー人材センター運営事業 〔市・県〕 すこやか長寿社会運動推進事業 〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(5) 子育て支援・児童福祉の充実

核家族化、少子化等の社会環境の変化により世帯構成が多様化していく中で、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを進めるため、関係機関との連携のもとに地域ぐるみで取組める体制の整備を進めます。また、子育て支援ネットワークの広域化を進めるとともに、子育て支援施設の整備強化や多様な保育サービスの充実に取組みます。さらに、ファミリーサポートセンターの設置等により子育てと仕事の両立を支援し、男女共同参画社会の実現をめざします。

項目	事業内容	主な事業
子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実	安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを関係機関が一体となって地域ぐるみで取組んでいく体制の整備を進めます。また、子育て支援ネットワークの広域化を進めるとともに、子育て支援施設の整備強化や児童クラブや多様な保育サービスの充実に取組みます。さらに、ファミリーサポートセンター等の設置により、子育てと仕事の両立を支援し、男女共同参画社会の実現をめざします。	児童福祉事業 子育て支援対策事業 児童虐待予防事業

ファミリーサポートセンターとは・・・

育児・介護について、援助を受けたい人(依頼人)と行いたい人(支援人)が会員となり、相互に助け合い、仕事と育児・介護を両立できる社会環境をめざすための制度。

(6) 障害者（児）福祉の推進

社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発活動を促進しながら福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。また、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化などの環境整備を行うとともに、社会的・経済的に自立するための学習環境の充実や就業機会の確保、雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。

項 目	事業内容	主な事業
障害者（児）福祉の充実	社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発を促進しながら、福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。	障害者（児）福祉事業 知的障害者福祉事業 精神障害者福祉事業
社会参加の促進	社会的・経済的に自立するため、学習環境の充実や就業機会の確保、雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。	雇用・勤労者福祉対策事業

(7) 母子寡婦・父子福祉の充実

母子寡婦・父子家庭の福祉向上、児童扶養手当・医療費の助成や相談機能などの周知を図り、生活安定の確保を支援するとともに、就業相談を進めるなど、経済的な自立を促進します。

項 目	事業内容	主な事業
母子寡婦・父子福祉の充実	児童扶養手当・医療費助成や相談機能などの周知を図り、生活安定の確保を支援するとともに、就業相談を進めるなど、経済的な自立を促進します。	母子寡婦父子福祉事業

3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

(1) 生涯学習の推進

人々の学習に対する関心の高まりに応え、すべての人々が生涯にわたり日常的に多様な学習ができ、その学習成果を活かせる活躍の場を確保する等の環境づくりを推進するため、生涯学習の広域的な展開・ネットワーク化を図り、生涯学習活動及び内容の充実に努めます。特に、地域・地区において、社会教育・生涯学習活動推進の中心的役割を担っている生涯学習団体、PTA等の研修等を積極的に支援し、団体・グループ相互の連携を促進します。

項 目	事業内容	主な事業
生涯学習推進体制の構築	生涯学習の推進を総合的に企画・調整するため、教育分野はもとより、行政関連部門や各種団体などで構成される生涯学習推進体制の構築を図ります。	生涯学習推進事業(市・県) 生涯学習基本構想策定事業 県民文化祭事業〔県〕
社会教育活動の充実	地域・地区における社会教育・生涯学習推進団体の学習活動を支援し、相互の連携交流を促進します。	社会教育活動支援事業
生涯学習ネットワークの形成	多様な学習活動が円滑に進められるよう、生涯学習に関する各種の情報を収集整理し、学習の内容・方法、施設の状況など適切な学習情報の提供ができる学習情報システムの整備を進めるとともに、IT講習会を開催するなど市民の情報技術の向上を促進します。	生涯学習ネットワーク事業(市・県) 図書館ネットワーク事業
生涯学習関連施設の整備	各地区における生涯学習推進の拠点施設の整備、機能充実に努めるとともに、図書館機能や資料館機能等の充実に努めます。	生涯学習施設管理運営事業 生涯学習施設維持修繕事業 生涯学習施設整備改修事業
青少年の健全育成	学校教育はもとより、多世代の交流の充実に努めるなどの他、地域やコミュニティ活動を支援することで、家庭とも一体となった青少年の健全育成を図ります。	青少年健全育成事業(市・県)
スポーツの振興	運動公園や体育館などの体育施設、レクリエーション施設の整備・充実に努めるとともに、スポーツクラブの育成や各種大会の開催を通じて、市民スポーツの振興や市民スポーツを通じた市民交流の促進に努めます。また、地域に根ざしたスポーツ団体の振興を図ります。	地域スポーツクラブ育成事業(市・県) スポーツ振興事業 運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業 屋内体育施設整備事業 県民体育大会〔県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(2) 人権の尊重

人種や障害者、女性に対する差別や偏見は、憲法で保障された基本的人権に関わる重大な問題であることから、これらの課題を人々が身近な問題としてとらえ、地域・学校・行政などあらゆる場において人権教育活動を展開します。また、人権問

題を正しく理解するために、積極的な人権問題の啓発や広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚を図ります。

項 目	事業内容	主な事業
人権教育活動の推進	地域・学校・行政などあらゆる場において人権教育活動を展開し、正しい理解に努めます。	人権教育推進事業
啓発活動の推進	積極的な人権問題の啓発、広報活動を行い、人権に対する人々の意識の高揚を図ります。	人権問題啓発事業

(3) 幼児・学校教育等の充実

幼児教育については、郷土の自然と心を愛する生涯学習をめざした質の高い豊かな幼児教育の実現に努めます。学校教育の面では、小規模校と大規模校の混在、特認校制度の有無、複式学級の存在等の各地域の事情を踏まえながら、各地域の特色を活かし、学校と家庭・地域が一体となった教育を進め、児童生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動、生涯学習を推進します。また、市域内の高等学校の振興を図るとともに、国際化教育や情報教育などを進め、新しい時代に対応できる人材の育成に努めます。さらに、高等教育機関については、教育内容の充実に努めるとともに、地域の企業との連携・交流を進めます。

項 目	事業内容	主な事業
幼児教育の振興	郷土の自然と心を愛する生涯学習をめざした、質の高い豊かな幼児教育の実現に努めます。	幼児教育振興事業
学校教育の充実	基礎学力の向上をめざしつつ、個人を大切に教育を進めます。また、心の教室相談員・スクールカウンセラー・教育相談員を配置するなど、教育相談等への対策及び学校給食の充実に努めます。また、市域内の高校の振興対策を図ります。	学校教育振興事業 学校給食事業 教育相談対策事業〔市・県〕 高校振興対策事業
学校教育施設等の整備充実	老朽化した校舎や体育館、プール、図書館等の計画的な修繕、改修を図ります。	学校施設整備事業 学校施設維持修繕事業
地域特性を活かした学校教育の推進	郷土教育、小規模校における特認校制度の導入など、地域の特性を活かした学校教育の推進を図ります。	郷土教育推進事業 小学校特認校制度事業 通学対策事業
高等教育機関との連携・交流	高等教育機関の専門性や実践力の向上を図るとともに、地域や企業などとの連携・交流を進め、これらを通じて社会人教育の充実に努めます。	専門教育充実事業 地域と高等教育機関との連携事業 サテライト教室促進事業
国際化教育や情報教育などの新時代への対応	学校内におけるパソコンなどの設置を図るとともに、校内LANを整備し、新市内の学校間で情報交流等が可能とな	ALT・英会話指導教諭設置事業〔市・県〕 教育用パソコン整備事業 国際交流事業〔市・県〕

	る環境の整備を進めます。また、国際交流を推進し、国際化時代に対応できる人材の育成を図ります。	教育ネットワーク運営事業
--	--	--------------

〔県〕(県事業)は調整中

サテライト教室とは・・・

大学等が、大学施設以外で社会人等を対象にして講義を行う分校のこと。

LANとは・・・

同一敷地(同一建物)内などの総合的な情報通信ネットワーク。コンピューター-ネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受・処理できるもの。(ローカルエリアネットワーク)

(4) 地域文化の保存・継承

地域の伝統芸能や文化は、それぞれの地域に根ざした文化であり、特色であることを踏まえ、愛郷心を培いながら、引き続き保存・伝承の取組みを支援するとともに、新市が一体となった新たな文化の創造とネットワーク化を図ります。

項 目	事業内容	主な事業
文化活動の推進	新市が一体となった新たな文化活動を推進するとともに、国・県・市指定文化財や埋蔵文化財、天然記念物、地域に伝わる伝統芸能・文化など先人の培った文化の保存・継承を進めます。	文化活動推進事業〔市・県〕 歴史文化振興事業 郷土芸能保存継承事業 文化財保護事業 城跡保存関連整備事業 入来麓地区伝統的建造物群保存事業
歴史・文化資源のネットワーク化	新市の有する歴史的遺産や文化財を活かし、歴史・文化探索ルートを設定し、ネットワーク化を図ります。	歴史・文化ネットワーク事業 公共サイン整備事業
文化的施設の整備及び利用促進	文化活動の核となる施設や市民が身近に広く文化に接することのできる施設の整備・充実を図ります。	歴史文化施設運営管理事業 歴史文化施設維持修繕事業

〔県〕(県事業)は調整中

(5) 交流活動の推進

交流活動は、新しいまちづくりを進めるに当たり、地域に刺激を与え、新しい価値を生み出すエネルギーとなります。このため、国際交流や国内・地域間交流など広範な地域との交流を積極的に進めることにより、他地域との結びつきを深め、地域に活力とにぎわいを創出します。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
国際交流の推進	国際交流のための組織体制の確立、青少年の国際交流事業の推進や地域密着型の国際交流の整備なども進めます。	国際交流事業〔市・県〕 国際交流員招致事業 鹿児島純心女子大学留学生支援事業 外国人受入体制整備事業
国内・地域間交流の推進	市域内の交流を促進するとともに、他市町村との交流・連携を進めます。	地域間青少年交流事業〔市・県〕 漁村留学推進事業〔市・県〕 地域・地区団体交流事業〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

(1) 防災・生活安全対策の充実

防災対策については、市域が広がるなか、防災体制の充実・強化を図るとともに、自主防災組織等の育成を図ります。また、防災行政無線の統合や消防資機材の一層の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力のもと、迅速な消防救急活動など危機管理体制を構築することにより、災害に強い、市民が安心して暮らせる地域環境づくりを進めます。特に、原子力発電所やLPG（液化石油ガス）基地、地下石油備蓄基地等のエネルギー施設が設置されている新市においては、安全運転の確保、事故防止体制の徹底を設置者に促すとともに、国・県との協力による防災体制の充実に努め、市民の安全確保と環境の保全を図ります。さらに、消費生活の安全確保のための消費生活相談の充実等を図るとともに、交通安全思想や防犯思想の普及と併せて、人にやさしい安全なまちづくりを進めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
防災体制の強化	防災計画の拡充や自主防災組織等の育成を進めます。また、防災行政無線の統合を図るなど、危機管理体制の強化に努めます。	災害対策事業 原子力安全対策事業〔市・県〕 自主防災組織等育成事業 防災行政無線整備事業 地域防災対策事業〔市・県〕 防災情報システム整備事業 危機管理センター整備事業
消防・救急体制の充実	消防車、救急車等の計画的な更新、防火貯水槽の設置など、消防資機材の一層の充実を図ります。また、消防通信施設の強化や消防団拠点施設の整備・組織の強化、甑島区域の患者搬送体制の強化などを進め、消防体制の充実に努めます。	消防通信施設整備事業 消防庁舎改修事業 消防資機材整備事業 防火水槽整備事業 消防団施設整備事業 消防団資機材整備事業 消防団活性化事業 救急患者搬送ボランティア事業 離島緊急搬送体制整備事業
安全な市民生活の確保	消費生活の安全を確保するための消費生活相談の充実等を図るとともに、その監視体制を強化します。	消費生活対策事業
交通安全・防犯の推進	交通安全運動の推進を図るとともに、ロードミラーやガードレール、防犯灯などの交通安全施設の整備を進めます。また、チャイルドシート助成事業についても引き続き実施していきます。	交通安全対策事業 交通安全施設整備事業 〔市・県〕 防犯灯設置事業

〔県〕(県事業)は調整中

(2) 環境対策の充実

新市の有する豊かな自然環境を保全し、環境監視の充実などに努めるとともに、太陽エネルギーや風力発電などの自然エネルギーの積極的な導入を進めます。また、環境に対する意識の高揚を図るために、生涯学習と連動した環境学習を推進するとともに、環境美化活動等への支援充実を図ります。さらに、葬斎場の適正な維持管理及び墓地の整備を進めます。

項 目	事業内容	主な事業
自然環境の保全及び公害対策	自然環境の保全に努めるとともに、公害対策や環境監視の充実に取り組めます。	自然環境保全事業 公害対策事業
自然エネルギーの導入	太陽光発電街路灯の整備や風力発電の活用など、自然エネルギーの活用を進めるとともに、住宅用太陽光発電システム等に対する助成を実施し、自然エネルギーの積極的な導入を図ります。	新エネルギー推進事業
環境衛生対策の充実	市民の環境に対する意識の高揚を図るために、生涯学習と連動した環境学習を実施するとともに、環境美化活動等への支援充実を図ります。	環境衛生対策事業(市・県)
葬斎場・墓地環境の整備	需要に応じた葬斎場の維持管理及び墓地の整備を進めます。	葬斎場維持管理事業 墓地整備事業

〔県〕(県事業)は調整中

(3) ごみ処理の充実

ごみの減量化、再資源化を図るために分別収集を徹底するとともに、ダイオキシン対策を施した焼却施設や粗大ゴミ処理施設、水処理施設等の適正な維持管理、最終処分場の整備を図り、環境負荷の軽減に配慮した資源循環型社会の構築をめざします。

項 目	事業内容	主な事業
資源ごみ分別収集・リサイクルの推進	ごみの減量化、再資源化のために分別収集の徹底を図ります。	環境基本計画策定事業 資源ごみ収集・リサイクル推進事業 衛生自治組織活動支援事業
不法投棄の防止推進	不法投棄の防止のため、環境学習の推進等によって市民の美化意識を高めます。	不法投棄防止事業
クリーンセンターの維持管理の強化	ダイオキシン対策を施した焼却施設や粗大ゴミ処理施設、水処理施設等の適正な維持管理の強化・改修を図ります。	クリーンセンター維持修繕事業 クリーンセンター施設改修事業
最終処分場の整備	ゴミの適正な処理を図るために、最終処分場の整備を進めます。	最終処分場施設整備事業 ごみ処分場閉鎖事業

(4) 下水道・生活排水処理対策の推進

し尿処理施設の適正な維持管理及び設備更新に取り組むとともに、地域の特性に応じて、公共下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水事業などの計画的な整備及び普及促進を図り、快適な生活環境と河川等の水質の保全に努めます。

項目	事業内容	主な事業
し尿処理施設の整備充実	各地の環境センターの適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じた更新を図ります。また、汚泥再生処理センターの建設に取り組みます。	環境センター維持修繕事業 川内環境センター施設更新事業 汚泥再生処理センター建設事業
合併処理浄化槽の整備促進	地域の特性に応じて、合併処理浄化槽の整備を促進します。	合併浄化槽整備促進事業 浄化槽市町村整備推進事業
公共下水道の計画的な整備・適正な維持管理	住宅や事業所、店舗等が集積している地域については、公共下水道の計画的な整備及び適正な維持管理を図ります。	向田処理区公共下水道事業 串木野処理区公共下水道事業 中甌中野地区下水道事業 川内永利地区下水処理事業 鹿島地区下水処理事業
農業・漁業集落排水施設の整備・適正な維持管理	農村、漁村において、住宅等が集積している集落の農業・漁業集落排水施設の整備及び適正な維持管理を図ります。	城上地区農業集落排水事業 入来中部地区農業集落排水事業 大馬越地区農業集落排水事業 初笈院地域農業集落排水事業 里地区農業集落排水事業 羽島地区漁業集落排水事業 平良地区漁業集落排水事業

(5) 安定した水・温泉利用対策の充実

安全な水の安定供給のために、水資源の確保や安全性に配慮した水道施設の維持管理に努めるとともに、水源となる河川等の水質保全活動の強化や水源かん養林の保護を進めます。また、簡易水道も含め、水道事業の統合・整備を図り水道事業の管理体制の強化をめざします。さらに、温泉施設、農業用水、工業用水施設等の整備及び適正な維持管理、利用促進に努めます。

項目	事業内容	主な事業
簡易水道の整備充実	簡易水道施設の維持管理を強化し、安全な水の安定的な供給を図ります。また、効率的な水道事業を図ります。	簡易水道施設管理事業 簡易水道施設維持修繕事業 簡易水道施設整備事業
上水道の計画的な整備及び適正な維持管理	上水道の計画的な整備を進めるとともに、水道管の更新などその適正な維持管理を進め、安全な水の安定供給を図ります。また、川内川等の水質保全活動の強化や水源かん養林の保護を進めます。	上水道施設管理事業 上水道施設維持修繕事業 上水道施設整備事業
温泉施設の整備及び適正な維持管理	各地の公営温泉施設の整備・維持管理及び分湯の適切な維持管理を図るとともに、市民や観光客が気軽に温泉を利用できる環境づくりに努めます。	温泉施設管理事業 温泉施設維持修繕事業 温泉施設整備事業 温泉分湯事業
産業用水供給体制の充実	農業用水、工業用水等施設の適切な維持管理を図るとともに、利用促進に努めます。	土地改良施設維持修繕事業 一般農道整備事業〔市・県〕 農業振興施設整備事業 農業生産基盤等整備事業〔市・県〕 水土利用対策事業

5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

(1) 新市経済圏の創出

産業・経済の活性化を図るためにも新市内での経済循環を活発化させ、域内産業の連関を高めることによる地域経済の底上げが求められています。そのため、新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「地産地消」の取り組みを進めます。また、これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に相乗効果による総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対しての求心力を高めます。

項目	事業内容	主な事業
市内事業者の利用促進	市民の購買や取引に関して市内事業者の利用促進を図ります。	市内事業者利用促進事業
地産地消の推進	新市内で生産された農産品、水産品が新市内で消費できるように、新しい流通体系を構築し、新市内の小売店で販売できるような取り組みを進めます。	地産地消推進事業 物流拠点施設整備事業
新市ブランドの形成	これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に相乗効果による総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対しての求心力を高めます。	新市ブランド形成事業

(2) 農業の振興

地域農業の安定的かつ継続的な振興を図るという観点に立ち、優良農地の流動化、経営規模の拡大や新規就農者の育成などの農業政策を新市全域で総合的に実施・支援する農業公社の設立を図り、地産地消を基本とした流通体制の確立や、土地改良事業等による農業生産基盤の整備など、活力のある農業の振興を図ります。また、農業農村の持つ国土や自然環境の保全、文化伝承などの多面的な機能を活かした農村振興の推進を図ります。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
安定的な農業経営の実現	将来的に新市の農業を支える中核的な農家及び生産組織について、経営感覚あふれる経営体として育成、強化するため、認定農業者制度の積極的な活用を図るとともに、農協と連携した集落ごとの生産組織の育成など、営農組織による協業化・法人化を進めます。また、高齢者グループや女性のグループなど、新たな形の営農組織づくりを進めます。	農業振興推進事業〔市・県〕 農地利用促進事業 体験学習・交流推進事業〔県〕

農業公社の設立	農地の流動化や新規就農者等の育成、農作業の受委託事業をダイナミックに実施するために「農業公社」を設立します。	農業公社設立事業
畜産振興対策の実施	畜産振興については、肉用牛を中心とした支援の充実に努めるとともに、家畜排せつ物処理施設の建設を推進します。	畜産振興推進事業〔市・県〕 畜産施設整備事業 新市ブランド形成事業
新規作目・加工品の導入及びブランド化の推進	産地間競争の激化に対応していくために近年特産化を図っている作物のほか、新たな高収益作物の導入や昔からある地域特産物を掘り起こし、販路の開拓や広域出荷体制の構築により、競争力の高い作目の振興を図ります。また、消費者ニーズを反映した生産体制とするために、マーケティング調査等により市場動向を適時把握するとともに、流通業、観光業等との連携を図ります。	農畜産物活性化事業 観光物販施設運営管理事業 地産地消推進事業
農村振興	安全で良質な食料の生産という役割を果たすとともに、国土や環境の保全、美しい景観の形成、自然とのふれあいの場の提供など多面的な機能を一層発揮しながら、都市や地域の人々とのふれあいを促進し、農村が担う役割や機能の重要性についての理解を深めるとともに、農業者自らの取組を助長する農業・農村政策の推進を図ります。	むらづくり推進事業〔県〕 ふるさと水とふれあい事業〔県〕
基盤整備の推進	農業基盤整備を推進するとともに、農林道の整備を計画的に進めます。また、集落内の道路・公園等の整備など農業集落の環境整備に努めます。	農道維持修繕事業 土地改良施設維持修繕事業 一般農道整備事業〔市・県〕 農業振興施設整備事業 農業生産基盤等整備事業〔市・県〕 土地改良施設整備事業〔市・県〕 中山間地域整備事業〔市・県〕 水土利用対策事業 治山事業 県営農業基盤整備促進事業〔県〕 県営農業振興施設整備事業〔県〕 農地等防災事業〔県〕 広域農道整備促進事業〔県〕 海岸保全施設整備事業〔県〕 農業集落排水事業〔県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(3) 林業の振興

自然環境の保全に留意した林道の整備を図るとともに、森林の公益的機能をより発揮するための計画的な森林整備に努めます。

項 目	事業内容	主な事業
森林資源の確保	環境保全・水源かん養林などの整備に努めるなど、長期的な視野に立って森林資源を確保します。	森林保全対策事業〔市・県〕

林業経営の高度化	組織の活性化を促進するとともに、担い手の育成や緑の公共事業(林道の草刈りなど)を実施する。また、木材需要拡大に向けたPRの強化を図ります。	林業振興対策事業〔市・県〕 林業後継者育成対策事業〔県〕 森林整備担い手育成確保総合対策事業〔県〕 かごしま材利用推進事業〔県〕
林業生産基盤の整備	森林資源の開発および林業基盤強化のため林道網の整備拡充に努めます。	林道維持修繕事業 林道整備事業〔市・県〕 県営林道整備事業〔県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(4) 水産業の振興

つくり育てる漁業及び経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進め、漁業経営の安定に向けて水産加工の高度化やブランド化の推進、地産地消を基本とした新しい流通体系の構築を図ります。また、その拠点となる串木野・羽島・中甕・平良・唐浜・土川・島平・里・小島・蘭牟田漁港の適正な維持管理と整備改修、漁場の整備に取組み、串木野漁港のまぐる漁業母港基地化を促進します。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
安定的な漁業経営の実現	漁業経営の安定に向けて、ブランド化の推進など流通対策を講じます。さらに、漁協と連携して経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進めます。	水産業振興推進事業〔市・県〕 地産地消推進事業 漁業生産の担い手育成事業〔県〕
つくり育てる漁業の推進	大型魚礁の設置をはじめ、稚魚の放流、養殖施設の整備等、栽培型漁業に向けた様々な取組を進めます。	水産業振興推進事業〔市・県〕 魚礁漁場整備事業〔市・県〕
水産加工の高度化	加工業者と流通業界の連携の基に販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進します。	水産業振興推進事業〔市・県〕 活魚流通体制調査事業
まぐる漁業母港基地化の促進	独航まぐる漁船や運搬船の出入港を促進し、輸入餌料や外来巻網漁船による餌料の確保に努めるとともに、漁業資材や生活物資等の共同受注体制を図りながら、まぐる漁業母港基地化を促進します。	まぐる漁業母港基地化奨励事業 外来船誘致事業
漁村振興	体験学習の推進や都市住民との交流促進、UIターンを進める地域づくり、定住促進対策を進め、活力ある漁村づくりをめざします。	子供たちの体験学習推進事業〔県〕
漁業基盤整備の推進	大型魚礁の設置による漁場の整備を進めるとともに、漁港の計画的な整備を進めます。	漁港施設管理事業 港維持修繕事業 漁港整備事業 県営漁港整備事業〔県〕 水産業振興施設整備事業〔市・県〕 県単漁港整備事業〔県〕 漁港環境整備事業〔県〕 漁港海岸保全整備事業〔県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(5) 商工業の振興

商工会議所・商工会と連携し、新しい時代の変化に対応できる経営体制の強化を図るとともに、TMOを中心とした中心市街地の活性化や地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し、市民の日常的な生活を支える商業環境の維持・向上に努めます。工業については、既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用するとともに、地場産業の体質強化に努め、地場産業の育成を図ります。また、鹿児島市と九州北部を結ぶ中継地域として、情報・製造業等の企業育成・誘致を図ります。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関との交流を活性化し、これに伴う新たな業種・業態の転換や新規産業の立地を促進します。雇用・就業環境については、ファミリーサポートセンターの設置やシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進め、様々な就業形態に対応するように努めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化	商工会議所・商工会と連携し、経営体制の支援強化を図ります。また、TMOを中心に地域を支える市街地・商店街の活性化を図ります。	商工業振興対策事業 TMO運営支援事業
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用する中で地場産業の体質強化に努めることによって地場産業の育成を図ります。また、鹿児島市と九州北部を結ぶ中継地域として、新市の新しい産業振興ビジョンを策定するとともに、情報・製造・物流業等の企業育成・誘致や起業家支援を進めます。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関等において交流が活性化することによる新たな業種・業態の転換や新規産業の立地を促進します。	市内事業者利用促進事業 地産地消推進事業 地域企業振興事業〔市・県〕 企業誘致事業〔市・県〕 公共用地活用事業 産業振興構想策定事業 起業家支援推進事業 産学官連携事業〔市・県〕 異業種交流促進事業
雇用・就業環境の充実	様々な就業形態に対応するように、ファミリーサポートセンターの設置やシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進めます。	雇用対策事業〔市・県〕 勤労者福祉事業〔市・県〕 シルバー人材センター運営事業〔市・県〕 子供たちの体験学習推進事業〔県〕
産業拠点整備・活用の推進	西薩中核工業団地、南九州西回り自動車道のIC周辺とともに、市域内への産業施設に関する誘致・活用の調査を行います。	産業拠点調査事業

〔県〕(県事業)は調整中

TMOとは・・・

中心市街地活性化法に基づき、市町村の商業関係者が組織する機関。市町村の基本計画にのっとり、中小小売商業高度化事業構想を策定する。それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。タウンマネジメント機関、まちづくり機関、認定構想推進事業者。

(6) 観光の振興

自然環境の保全に配慮しながら、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通を見据えた新市内外からの交流人口の拡大を図るため、海、山、川、湖、温泉や歴史的遺産、文化財など新市内の様々な地域資源を有機的にネットワークさせた観光ルートの形成を進め、滞在型保養観光都市の形成をめざします。具体的には、甑島の美しい景観の演出、趣のある温泉街などのネットワークを図りながら、農業や水産業等の体験型観光を推進するとともに、宿泊施設や文化施設、スポーツ・レクリエーション施設等を活用したスポーツ大会やスポーツ合宿、各種コンベンション等の誘致に取組み、あわせて、「もてなしの心」の醸成など、受け入れ態勢の充実を図ります。また、きゃんせふるさと館等の物産販売所の機能充実及びネットワーク化を促進するとともに、観光客が気軽に宿泊できる施設の充実や、観光情報の効果的な提供に努めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
観光資源の複合的な活用とスポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致促進	甑島の美しい景観の演出、趣のある温泉街などのネットワークを図りながら、農業や水産業や、マリンスポーツ等の体験・滞在型観光を推進します。また、全国的なスポーツ合宿やスポーツ大会、コンベンションや、自然環境・歴史文化資源を活かした研究活動、エネルギー施設等の見学などの誘致を図るとともに、フィルムコミッション事業を導入します。さらに、「もてなしの心」の醸成など、観光客の受け入れ体制の充実を図ります。	<u>新市ブランド形成事業</u> <u>観光振興計画策定事業</u> <u>観光協会運営支援事業</u> <u>観光パッケージ開発事業</u> <u>観光キャンペーン事業〔市・県〕</u> <u>研究活動誘致事業</u> <u>修学旅行・社会科見学誘致事業</u> <u>地域・地区団体交流事業〔市・県〕</u> <u>イベント・コンベンション誘致促進事業〔市・民間〕</u> <u>イベント運営促進事業〔市・民間〕</u> <u>フィルムコミッション事業〔市・民間〕</u>
温泉街の活性化	温泉街らしい雰囲気づくりを進めるなど、各地の温泉街の活性化を図り、観光資源としての魅力を高めます。	<u>温泉街活性化事業</u>
観光施設の機能充実	新市内の特産品、土産品などを展示・販売できる物産販売所の機能充実を図りネットワーク化を促進します。また、観光客が気軽に宿泊できる施設の充実や、観光情報の効果的な提供に努めます。	<u>観光物販施設運営管理事業</u> <u>観光物販施設維持修繕事業</u> <u>観光物販施設整備・改修事業</u> <u>観光物販施設販売促進事業</u> <u>宿泊施設運営管理事業</u> <u>宿泊施設維持修繕事業</u> <u>宿泊施設整備・改修事業</u>

〔県〕(県事業)は調整中

6 都市力を創生するまちづくり

(1) 住環境の整備

公営住宅等の維持管理体制の充実を図るとともに、若者、高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を進めるほか、民間との連携・協力による良好な住宅・宅地の供給を促進します。また、県都鹿児島市の隣接都市として、あるいは甑島区域の振興策として、新市への定住を促進する様々な定住促進対策事業に引き続き取り組むとともに、がけ地近接住宅などの危険地に対する対策も進めます。

項目	事業内容	主な事業
公営住宅の整備、維持管理の推進	公営住宅等の維持管理体制の充実を図るとともに、若者、高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を進めるほか、民間との連携・協力による良好な住宅・宅地の供給を促進します。	公営住宅ストック改善事業 公営住宅整備事業〔市・県〕 シルバーハウジング整備事業〔市・県〕 住宅バリアフリー促進事業〔県〕 ウッドタウンプロジェクト推進事業〔市・県〕 地域木造住宅供給促進事業〔県〕
がけ地近接住宅の対策	がけ地近接住宅などの危険地については、その対策を講じます。	がけ地近接住宅対策事業〔市・県〕
定住促進対策の推進	新市への定住を促進するために、分譲住宅優遇制度や住宅建築補助金、定住奨励金などの制度を引き続き継続します。また、周辺地域において、宅地分譲を計画的に実施します。	定住促進対策事業〔市・県〕 定住体験事業 地域活性化住宅整備事業 地域活性化宅地造成事業

〔県〕(県事業)は調整中

(2) 公園緑地の整備

公園緑地、スポーツ・レクリエーション施設等については、各地域の主要な施設をネットワーク化することによって、新市域内外の市民の交流の場としてなど、多様な積極的活用を図ります。また、生活に身近なオープンスペースや子どもの遊び場として、児童公園等の整備充実と適正な管理体制の構築を図り、身近な生活環境の向上に努めます。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
公園の適正な維持管理体制の構築	市民の身近な場所の一般公園・児童公園などの維持・整備を行います。また、地区コミュニティ等との役割分担を明確にした上で、公園の適正な維持管理体制を構築します。	公園施設管理事業 公園維持修繕事業 公園整備事業 ボランティア活動支援事業〔市・県〕 公共施設アダプト推進事業
都市計画公園の整備推進	都市計画区域における公園の整備を図ります。	都市計画公園整備事業
観光公園の整備	森林公園や自然公園、展望所などの整備充実を図るとともに、温泉広場やキャンプ場などの維持補修・整備を行います。	観光公園施設維持修繕事業 観光公園施設整備事業
運動公園の整備	新市内各地の運動公園の維持補修及び整備を進め、機能充実を図ります。	運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業 屋内体育施設整備事業

(3) 道路・交通ネットワークの整備

新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外を結ぶ幹線道路網のネットワークを整備します。幹線道路網については、生活道路との区分を図りながら、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めます。また、温泉街などの観光拠点へのアクセス強化など地域活性化へ結び付ける基盤整備を図ります。さらに、すべての人が快適に不自由なく移動できる交通ネットワークの形成を図るために、川内駅・串木野駅を中心として他の交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進するとともに、交通弱者等の移動手段の確保のために各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化に努めます。また、甕島と串木野新港を結ぶ航路については、航路改善及び拡大、海上タクシー等の導入に向けた取組を進めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
南九州西回り自動車道の早期整備の促進	南九州西回り自動車道の早期整備に向けた取組を行い、強力に要請します。あわせて、ICの周辺及びアクセス道路等の整備を進めます。	南九州西回り自動車道建設促進事業
国道3号、267号、328号の整備充実	新市の幹線道路である国道3号、267号、328号については、生活道路との区分を図りながら、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めます。	国道3号整備促進事業 国道267号整備事業〔県〕 国道328号整備事業〔県〕
県道の整備	新市内外の地域を結ぶ主要地方道及び一般県道の改良・整備を促進します。また、甕島の一体性を確保するために、蘭牟田瀬戸架橋を含む甕島縦断道の建設を促進します。さらに、東西方向の幹線道路網については、鹿児島空港とのアクセス強化を図るために、幹線道路としての機能の強化を図ります。	蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業 蘭牟田瀬戸架橋整備事業〔県〕 県道整備事業〔県〕 川内郡山/串木野樋脇/川内加治木/ 川内串木野/京泊大小路/荒川川内/ 川内祁答院/川内山崎/市比野東郷/ 東郷西方港/阿久根東郷/山田入来/ 東郷山田宮之城/桑之浦里/黒浜水深/瀬上里 川内空港道路整備事業〔県〕 特定交通安全施設等整備事業〔県〕 街路事業〔県〕
市道の整備推進	市民生活に密着した生活道路である一般市道については、市民の意見を十分に反映しながら、機能性、安全性に配慮して、誰もが利用しやすいような整備、維持修繕に努めます。	市道維持修繕事業 市道整備事業 都市計画道路整備事業 交通安全施設整備事業〔市・県〕 ユニバーサルデザイン推進事業
交通サービスの強化	九州新幹線並びに肥薩おれんじ鉄道の開業を視野に入れ、川内駅・串木野駅を中心として、港などの交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進し、利用客の交通手段確保を図ります。また、交通弱者等の移動手段の確保のために、各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化及び広域化に努め	路線バス運行支援事業〔市・県〕 コミュニティバス運行事業 上甕島バス運行事業 海上交通対策推進事業〔市・県〕

	ます。さらに、甌島と串木野新港を結ぶ航路については、航路改善及び拡大、海上タクシー等の導入に向けた取組を進めます。	
--	---	--

〔県〕(県事業)は調整中

地域交流軸

(川内串木野連携ライン)

- ・ 県道 43 号川内串木野線、県道 313 号荒川川内線の整備促進

(川内樋脇連携ライン)

- ・ 県道 42 号川内加治木線(隈之城 IC 関連)、県道 394 号山崎川内線の整備促進

(川内入来祁答院連携ライン)

- ・ 県道 333 号川内祁答院線及び県道 462 号堂山宮之城線の整備促進(県民の森関連)

(串木野樋脇連携ライン)

- ・ 県道 39 号串木野樋脇線の整備促進(空港アクセスライン関連)

(東郷樋脇連携ライン)

- ・ 阿久根～東郷～樋脇～郡山連携線の整備促進(県道 335 号市比野東郷線等)

(東郷樋脇入来連携ライン)

- ・ 県道 346 号山田入来線の整備促進

(甌島縦貫ライン)

- ・ 甌島縦貫道(蘭牟田瀬戸架橋・県道の整備等)の整備促進

(4) 市街地等の整備と拠点づくり

にぎわいある都市づくりをめざし、駅や港湾などの交通拠点とリンクした中心市街地等の整備を行うとともに、商業・教育・文化・医療・行政等、多彩な機能を有する新たな拠点地区の形成を推進します。また、各地域の中心地についても、利便性が高く快適な市街地の形成を図ります。

項目	事業内容	主な事業(:再掲)
新市の中心市街地の形成	駅や港湾などの交通拠点とリンクした市街地等の整備を図ります。	川内駅周辺地区整備事業 川内駅周辺地区土地区画整理事業 串木野駅周辺地区整備事業 都市景観整備事業 公共施設アダプト推進事業 ユニバーサルデザイン推進事業 サイン計画策定事業 公共サイン整備事業
市内各地の市街地の整備	土地区画整理事業の導入等により、利便性が高く快適な市街地の形成を図ります。	天辰地区土地区画整理事業(川内) 麓地区土地区画整理事業(串木野) 野元平江地区土地区画整理事業(串木野) 温泉場地区土地区画整理事業(入来)

〔県〕(県事業)は調整中

(5) 河川等の整備

河川等の整備については、市民が安全で安心して生活できるよう、親水・治水機能の強化をめざした改修を図るとともに、水辺のうるおいのある環境・景観づくりを進めます。

項 目	事業内容	主な事業
河川等の整備	人々が安全で安心して生活できるよう、治水機能の強化をめざした改修を図ります。	砂防・急傾斜対策事業〔市・県〕 河川水路維持修繕事業 河川改修事業〔市・県〕 排水路整備事業 海岸保全整備事業
河川等の環境整備	水辺のうるおいのある環境・景観づくりを進めます。	親水施設整備事業〔市・県〕 海岸環境整備事業〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(6) 港湾施設の充実及び利用促進

川内港と串木野新港の一体的な整備を進めることを基本とし、南九州における中国・韓国及び東南アジアとの貿易・流通拠点としての港湾機能の整備を図りながら定期航路の開設をめざします。また、串木野新港の開港指定に向けた取組みを促進するとともに、この他、西方・里・江石・桑之浦港等の港湾機能の整備促進等に努め、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。

項 目	事業内容	主な事業
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	川内港と串木野新港の一体的な整備を進め、鹿児島県の西の玄関口・貿易拠点港をめざして、中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設をめざします。また、串木野新港の開港指定に向けた取組みを促進します。	港湾利用促進事業 定期航路開設促進(ポートセールス)事業〔市・県〕 串木野新港開港指定促進事業
港湾機能の強化	港湾施設の整備拡充を促進するとともに、南九州における外国貿易、流通拠点としての港湾機能の整備を図ります。また、甑島を結ぶ交通拠点として、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。	港湾整備事業〔市・県〕 旅客待合所管理事業〔市・県〕

〔県〕(県事業)は調整中

(7) 情報通信基盤の整備

各種行政手続きや広報紙の電子化等、行政サービスのレベル向上を実現するとともに、生活関連情報等を提供するなど市民生活をより便利にする施策を展開します。また、情報拠点施設の整備について検討を行います。特に甑島においては、双方向性・即時性を活かした医療体系、福祉サービスの強化や防災行政無線の統合を図りネットワーク化するなど、便利で安心できる市民生活の確立に向けた取組みを進めます。一方、産業面については、観光施設の情報化を進めるとともに、電子モールの整備等を進め、特産品情報や観光情報を市内外に効果的に発信できる体制づくりを進めます。また、S O H O等の育成を図るとともに、地域企業の情報化を支援するなど民間における情報通信技術の利用を促進します。また、新市内において、情

報通信格差が生じないように、インターネット環境面からは光ファイバー網の民間企業等による早期整備を働きかけるとともに、テレビ難視聴解消のためにCATV局の設置を、移動体通信サービスにおいては通話エリアの拡大促進を働きかけます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
地域・行政情報システムの統一、本支所・出張所間のネットワークの構築及び情報化への支援	行政情報システムの統一及びネットワーク化を図ることで、各種行政手続きや広報誌の電子化等、行政サービスのレベル向上をめざします。特に、甌島の利便性向上を図るために、情報通信基盤の整備を進め、本土との交流・連携が進みやすい環境づくりを行います。また、観光客の利便性向上や地域企業の情報化対応への取組を促進するために、観光情報の電子化や地域企業等の情報化への支援を行います。	地域情報化推進事業 行政情報化推進事業
防災情報ネットワークの構築	市民の安全を守るため、防災行政無線の統合を進めるとともに、防災情報ネットワークを構築します。	防災行政無線整備事業 防災情報システム整備事業
情報通信格差への対応	携帯電話等の普及に伴う市民の利便性の向上を図るため、移動体通信サービスの通話エリアの拡大を促進します。さらに、光ファイバー網の整備を促進します。	移動通信用鉄塔施設整備促進事業

電子モールとは・・・

コンピューターネットワーク上の仮想商店街のこと。インターネットを用いて商品の通信販売を行なう。

SOHOとは・・・

小規模な事業者や個人事業者のこと。また、事務所などを離れネットワークを利用して仕事をする形態もいう。

CATVとは・・・

アンテナを用いずに映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は電話・インターネットにも用いられる。有線テレビ。

参考：地域情報化・行政情報化とは・・・

項 目	地域情報化（住民向けサービス）	行政情報化（行政内部サービス）
整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティセンター等へのネットワーク整備 ・小中学校のネットワーク整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・本支所庁舎内 LAN、出先機関とのネットワーク整備など行政情報ネットワーク基盤の整備 ・国県施設との全国ネットワーク・インターネット接続環境の整備
想定されるサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設などの予約管理、電子申請システム等の住民窓口サービス ・行政情報、防災情報の提供 ・市議会情報の提供 ・生涯学習・産業・観光等の情報提供 ・図書館情報の提供 ・学校情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計、文書管理、人事給与、電子決裁、グループウェア、テレビ会議等のシステム導入による業務支援サービス

(8) 土地利用

秩序ある新市発展のため、国土関連法令に基づく県等の計画との調整を図りつつ、都市的・農地的・森林的・自然的土地利用の区分けを明確にし、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等との関連を考慮しながら、土地利用に関する規制誘導の指針として、広域的な土地利用体系の確立をめざします。また、土地利用の総合調整、地籍調査の推進、公共事業用地の計画的な取得等用地行政の充実を図ります。

項 目	事業内容	主な事業
土地利用の推進	長期的な観点に立った総合的・計画的な土地の有効利用を図るため、国土利用関連法令に基づく国土利用計画の策定と適切な運用を推進し、無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図ります	国土利用計画策定事業 都市計画マスタープラン策定事業
用地行政の充実	公共用地取得事務及び囑託登記事務の手順の一元化を図るとともに、大字地番の解消および住居表示の円滑な移行を図ります。	土地利用対策事業 用地対策事業 未登記土地整理事業 地籍調査事業 町名地番整理事業

7 みんなで進める市民参画のまちづくり

(1) 市民参画の推進

まちづくりの主役である市民とのパートナーシップを築くため、個人情報保護のもとに情報公開制度の充実を図り、市民の「知る権利」を最大限に尊重した開かれた市政の推進を図ります。また、行政サービスの内容や将来計画などに関する市民の意見を直接聴取する機会を拡充し、透明で効率的・効果的な行政活動をめざします。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
市民参画の推進	市民とのパートナーシップ構築の前提条件として、情報公開制度の充実を図り、市民が欲しい情報を提供できる体制を構築します。	情報公開制度充実事業 まちづくり交流センター運営事業
広聴広報の充実	広報紙やホームページなど多様な情報提供手段による広報活動を実施するとともに、提案制度の充実や市民意識調査の実施などによる広聴の強化に努めます。	広聴広報事業 地域情報化推進事業 行政情報化推進事業

パートナーシップとは・・・友好的な協力関係

(2) 男女共同参画社会の形成

人々の意識や行動、社会の制度において性別にとらわれることなく、男女がともに参画できる社会の実現に向けた施策を展開します。このため、公的、私的分野を問わず、社会のあらゆる場への女性の参画を支援する体制づくりや人材育成といった取組みのほか、家事や介護、地域社会活動等へ男女がともに参画できる環境づくりをめざし、活動支援施設の充実、意識改革、雰囲気づくりのための啓発、広報活動等を促進します。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
男女共同参画社会の実現	あらゆる分野に共同で参画できる環境づくりや条件整備に努めるとともに、活動支援施設の整備などを推進します。配偶者等に対する暴力に関する相談業務の充実、育児、就業・起業の支援、男女共同参画に対する意識の醸成を図るために、各種広報活動の充実を図ります。	男女共同参画条例策定事業 男女共同参画推進事業

(3) 効率的な行政運営の推進

地方分権一括法により国及び県から市町村に権限委譲が推進されつつあり、事務量の増大が予想される中で、変化に速やかに対応する効率的な行政運営を図るため、適切な行政組織機構の見直しを随時行います。また、事務の効率化と情報処理の迅速化を図り、行政運営に必要な情報を効果的に収集・共有化・有効活用できる情報システムを確立します。財政運営の安定化を図るため、長期的視点に立った財政計画を策定するとともに、事業別コストの把握やアカウントビリティ（説明責任）の向上を図るためのバランスシート（貸借対照表）の作成など、企業会計制度を導入した財政運営の透明性を高めながら、これに基づく予算の適正執行を展開します。

まちづくり事業の推進にあたっては、産業振興に伴う地方税収入の拡大や市民の納税意識の高揚による収納率の向上など自主財源の安定化及び財源の確保に努めるとともに、国・県の補助制度を積極的に利用しながら、将来の負担を考慮に入れた上で合併特例債を含めた地方債を効果的に活用します。

公共施設の整備・管理については、管理公社への管理委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながら民間活力の積極的な導入を図るとともにPFIの導入についても検討し、さらに、新市の庁舎については、適正な管理と必要に応じた改修を行ないます。また、市民の利便性向上に資するため、公共施設等の案内標識や看板などについて、統一的なネットワークによる整備を進めます。

項 目	事業内容	主な事業(:再掲)
実効性の高い行政運営の推進	計画の実効性を向上させるため、行政評価制度の導入の検討やスクラップ・アンド・ビルドを基本とした事務事業の見直しを図るなど、総合的かつ計画的な行政運営に努めます。また、質の高い住民サービスを効率的・効果的に提供できるよう、職員の資質向上や計画的な定員管理を図るとともに、市民のニーズに応じた弾力的な人員配置に努めます。	<u>総合計画策定事業</u> <u>財政計画策定事業</u> <u>行政評価制度運営事業</u> <u>バランスシート策定事業</u> <u>定数管理計画策定事業</u> <u>庁舎管理・改修事業</u> <u>本庁舎駐車場整備事業</u>
電子自治体の構築	市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、庁舎内LAN及び本支所・出張所情報ネットワークの構築を図ります。	行政情報化推進事業
ネットワークサインの整備	公共施設等の統一的なサインを整備するために、サイン計画を策定するとともに、それに基づく公共サインの整備を進めます。	<u>サイン計画策定事業</u> <u>公共サイン整備事業</u>

第6章 新市における県事業の推進

1 鹿児島県の役割

鹿児島県は、新市の一体性を高めるための県道整備事業などを推進するとともに、新市が南九州の拠点都市として、中核的な役割を担う地域となるための事業を支援します。

また、市町村合併特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について、新市の一体的なまちづくりを支援します。

2 新市における県事業

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

実施事業一覧（抜粋）

県事業については現在調整中

主要施策		実施事業
保健・医療の充実	救急医療体制の充実	離島緊急搬送体制整備事業
防災・生活安全対策の充実	防災体制の強化	原子力安全対策事業
	交通安全・防犯の推進	交通安全施設整備事業
農業の振興	農村振興	むらづくり推進事業
	基盤整備の推進	県営農業基盤整備促進事業 広域農道整備促進事業
水産業の振興	漁業基盤整備の推進	広域漁港整備事業 県単漁港整備事業
商工業の振興	既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	企業誘致事業
観光の振興	観光資源の複合的な活用とスポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致促進	観光キャンペーン事業
住環境の整備	公営住宅の整備、維持管理の推進	公営住宅整備事業
道路・交通ネットワークの整備	国道3号、267号、328号の整備充実	国道267号整備事業 国道328号整備事業
	県道の整備	蘭牟田瀬戸架橋整備事業 県道整備事業 川内空港道路整備事業 街路事業
河川等の整備	河川等の整備	砂防・急傾斜対策事業 河川改修事業
	河川等の環境整備	親水施設整備事業 海岸環境整備事業
港湾整備の充実及び利用促進	中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	定期航路開設促進（ポートセールス）事業
	港湾機能の強化	港湾整備事業

第7章 財政計画

新市の財政計画は、合併後10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。

作成に当たっては、合併後の10年間及びこれ以降の長期的視野に立った健全な財政運営を堅持することを基本として、調整方針に基づく行政サービス・住民負担の格差是正のための経費、新市まちづくり計画の実施に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の国や県の財政支援措置を勘案し作成しています。

なお、歳入・歳出の推計内容は次のとおりです。

1. 歳入

(1) 地方税

今後の経済成長は見込まず、平成13年度決算額ベースで推移するとしています。

(2) 地方譲与税

今後の経済成長は見込まず、平成13年度決算額ベースで推移するとしています。

(3) 利子割交付金

過去の実績及び今後の利子の発生状況を考慮して推計しています。

(4) 地方消費税交付金

今後の経済成長は見込まず、平成13年度決算額ベースで推移するとしています。

(5) ゴルフ場利用税交付金

過去の実績から今後の伸びを見込まず、平成13年度決算額ベースで推移するとしています。

(6) 自動車取得税交付金

過去の実績から今後の伸びを見込まず、平成13年度決算額ベースで推移するとしています。

(7) 地方特例交付金

制度見直しは見込まず、平成14年度決算額ベースで推移するとしています。

(8) 地方交付税

普通交付税については、現制度による実績を勘案のうえ、普通交付税の算定の特例(合併算定替)及び合併直後の臨時的経費や合併特例債に対する普通交付税措置などを考慮し推計しています。

特別交付税については、普通交付税と同様、現行制度による実績を勘案のうえ、新市建設に対する特別交付税措置などを考慮し推計しています。

(9) 交通安全対策特別交付金

過去の実績から今後の伸びを見込まず、平成13年度決算額ベースで推移するとしています。

- (10) 国有提供施設等所在市町村助成交付金
過去の実績から今後の伸びを見込まず、平成13年度決算額ベースで推移すると
しています。
- (11) 分担金及び負担金
人件費・扶助費・物件費・補助費等の性質別歳出経費の伸びに対応し、これまで
の財源実績割合から推計しています。
- (12) 使用料及び手数料
過去の実績から今後の伸びを見込まず、平成13年度決算額ベースで推移すると
しています。
- (13) 国庫支出金
人件費・扶助費・物件費・補助費等該当分については、それぞれの性質別歳出経
費の伸びに対応した、これまでの財源実績割合から推計し、普通建設事業費該当分
については、実績に基づく財源割合からの推計に、合併に係る国の財政支援（合併
市町村補助金）等も考慮しています。
- (14) 県支出金
人件費・扶助費・物件費・補助費等該当分については、それぞれの性質別歳出経
費の伸びに対応した、これまでの財源実績割合から推計し、普通建設事業費該当分
については、実績に基づく財源割合からの推計に、合併に係る県の財政支援（市町
村合併推進特例交付金）等も考慮しています。
- (15) 財産収入
過去の実績から今後の伸びは見込まず、平成13年度決算額から特殊要因分を控
除した額で推移するとしています。
- (16) 寄附金
過去の実績から今後の伸びは見込まず、平成13年度決算額から特殊要因分を控
除した額で推移するとしています。
- (17) 繰入金
基金は、単年度の財政収支に合わせ不足分を繰入れ、国民健康保険事業等の特別
会計繰入金は、過去の実績に基づき推計しています。
- (18) 諸収入
過去の実績から今後の伸びは見込まず、平成13年度決算額から特殊要因分を控
除した額で推移するとしています。
- (19) 地方債
臨時財政対策債及び減税補てん債は、現制度を基に、通常債及び合併特例債につ
いては、新市まちづくり計画に基づく普通建設事業量等に対応し推計しています。

2. 歳出

(1) 人件費

特別職・議会議員の減員による経費の額を見込み、また、一般職員分は類似団体を参考に、10年後の職員数を想定推計しています。

(2) 扶助費

人口推移及び過去の実績に基づき推計しています。なお、制度上、従来県が実施していた生活保護費等の移行事業費も合わせて見込んでいます。

(3) 公債費

合併の前年度までの借入れに伴う償還額に、合併後の合併特例債や新たな地方債の借入れに伴う償還額を見込んでいます。

(4) 物件費

類似団体の住民1人当たりの物件費を基に、人口の推移に対応するものとして推計しています。

(5) 維持補修費

今後の伸びを見込まず、平成13年度決算額ベースで推移できるものとしてい

(6) 補助費等

ます。今後の伸びを見込まず、平成13年度決算額ベースで推移できるものとしてい

(7) 積立金

ます。単年度収支が黒字になった場合、後年度の財政運営のために、基金に積立てるものとしてい

(8) 繰出金

ます。国民健康保険事業等の特別会計繰出金については、現行制度を基に算出し、公共下水道事業等への繰出金は、事業の進捗を考慮し、事業費、公債費、事務費ごと推計しています。

(9) 投資及び出資金、貸付金

過去の実績から今後の伸びは見込まず、平成13年度決算額から特殊要因分を控除した額で推移することとしています。

(10) 普通建設事業費

新市まちづくり計画に基づき財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。

1歳入

(単位万円)

区分	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	計
1地所税	1428	1428	1428	1428	1428	1428	1428	1428	1428	1428	14280
2地積課税	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	630
3利息入金	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	110
4地所費入金	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	1250
5二口易入金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	80
6自動車入金	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	220
7地所特入金	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	450
8地交税	1277	1694	1632	1610	1639	1602	1627	1619	1652	1623	16345
9交通金策別入金	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	260
10国庫入金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60
11分金入金	86	89	89	86	84	88	82	87	83	89	839
12使用料	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	990
13国庫入金	557	497	475	452	432	437	424	420	426	423	4483
14農入金	348	338	322	313	310	284	282	274	277	276	3158
15租入	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	240
16罰金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60
17緑金	174	194	122	202	79	82	96	96	96	96	876
18緑金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19借入	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	880
20地債	1099	673	688	688	622	472	463	463	463	463	6114
歳計	5447	539	5192	5244	5322	4821	4739	4795	4793	4794	57335

2歳出

(単位万円)

区分	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	計
1人費	1125	1200	1146	1134	1036	1131	1084	1072	1070	1070	11128
2掛費	542	537	532	537	522	527	526	516	516	516	5265
3公費	857	845	845	857	807	855	824	828	819	827	8437
4物費	606	606	606	527	573	534	534	539	528	510	5680
5維持費	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	860
6補償等	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	5370
7積金	400	0	0	0	0	0	39	51	68	70	648
8繰入金	474	487	497	529	512	526	528	538	542	552	5237
9投資資金入金	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	320
10普通費	1167	1047	937	887	847	656	626	626	626	619	8100
歳計	5447	539	5192	5244	5322	4821	4739	4795	4793	4794	57335

基礎データ

圏域別主要指標データ（県内占有率）

		1	2	3	4	5
		人口	世帯	有権者	第1次産業人口	第2次産業人口
1	単位	人	人	人	人	人
2	基準年度	平成12年	平成12年	平成13年	平成12年	平成12年
3	鹿児島県全体	1,786,194	716,610	1,407,758	99,323	200,548
4	川西薩	129,708	50,450	102,218	5,343	20,348
5	県内占有率	7.3%	7.0%	7.3%	5.4%	10.1%
6	川内市	73,236	28,632	56,456	1,637	11,949
7	串木野市	27,047	10,148	21,517	935	4,035
8	樋脇町	7,951	3,087	6,487	540	1,284
9	入来町	6,454	2,443	5,270	599	1,017
10	東郷町	5,978	2,324	4,898	601	958
11	祁答院町	4,625	1,772	3,892	725	647
12	里村	1,517	623	1,323	85	230
13	上甕村	2,008	974	1,742	146	181
14	鹿島村	892	447	633	75	47
15	鹿児島	601,693	246,955	465,617	4,589	52,290
16	県内占有率	33.7%	34.5%	33.1%	4.6%	26.1%
17	鹿児島市	552,098	229,064	425,960	2,318	45,904
18	吉田町	11,736	4,001	9,001	278	1,543
19	桜島町	4,678	1,788	4,040	562	326
20	喜入町	12,802	4,828	10,450	680	1,465
21	松元町	12,065	4,234	9,388	349	1,760
22	郡山町	8,314	3,040	6,778	402	1,292
23	始良中央	127,912	51,672	96,880	4,595	19,620
24	県内占有率	7.2%	7.2%	6.9%	4.6%	9.8%
25	国分市	53,966	22,302	39,563	838	9,165
26	溝辺町	8,537	3,322	6,173	823	1,138
27	横川町	5,516	2,320	4,526	524	855
28	牧園町	9,613	4,063	7,831	672	1,180
29	霧島町	5,918	2,276	4,772	352	707
30	隼人町	36,846	14,747	28,202	744	5,566
31	福山町	7,516	2,642	5,813	642	1,009
32	大隅中央	112,956	45,572	87,862	7,120	12,116
33	県内占有率	6.3%	6.4%	6.2%	7.2%	6.0%
34	鹿屋市	81,084	33,040	61,533	3,568	7,924
35	垂水市	20,107	7,910	16,734	1,884	2,455
36	輝北町	4,412	1,825	3,732	876	586
37	吾平町	7,353	2,797	5,863	792	1,151
38	薩摩東部	27,331	10,429	22,383	3,042	4,565
39	県内占有率	1.5%	1.5%	1.6%	3.1%	2.3%
40	宮之城町	17,770	6,813	14,400	1,570	2,933
41	鶴田町	4,968	1,806	4,052	600	882
42	薩摩町	4,593	1,810	3,931	872	750
43	日置	68,847	25,899	55,020	3,621	9,679
44	県内占有率	3.9%	3.6%	3.9%	3.6%	4.8%
45	市来町	7,219	2,606	5,663	364	1,207
46	東市来町	13,623	5,276	11,163	798	2,053
47	伊集院町	23,961	8,344	18,164	629	3,204
48	日吉町	5,934	2,374	4,999	451	905
49	吹上町	9,873	4,048	8,265	673	1,282
50	金峰町	8,237	3,251	6,766	706	1,028
	出典	国勢調査	国勢調査	県選挙管理委員会	国勢調査	国勢調査

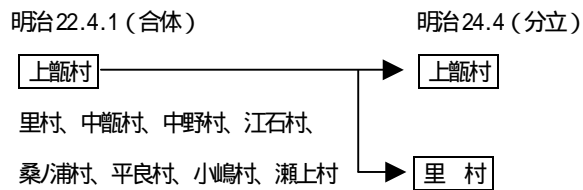
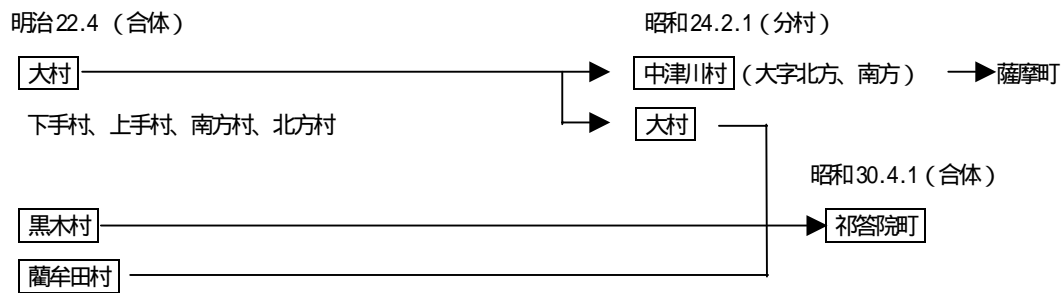
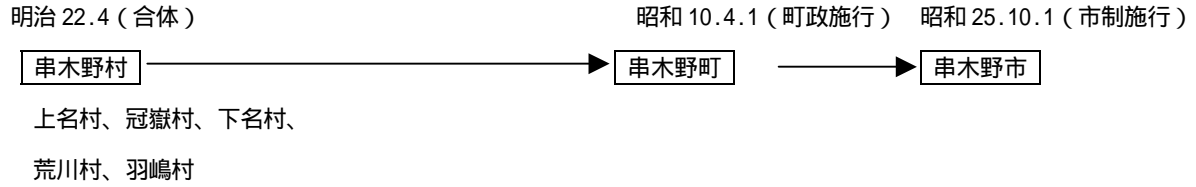
		6	7	8	9	10
		第3次産業人口	面積	新市純生産額	農業粗生産額	
1	単位	人	km ²	千円	1千万円	1千万円
2	基準年度	平成12年		平成11年	平成12年	平成12年
3	鹿児島県全体	526,217	9,187.30	4,370,249,178	40,479	20,670
4	川西薩	34,435	706.24	359,835,327	1,357	706
5	県内占有率	6.5%	7.7%	8.2%	3.4%	3.4%
6	川内市	20,261	265.44	247,244,580	369	121
7	串木野市	7,407	80.46	58,962,255	226	154
8	樋脇町	1,926	64.18	14,672,246	183	98
9	入来町	1,474	72.38	14,386,071	318	247
10	東郷町	1,360	80.15	7,539,725	107	23
11	祁答院町	1,021	82.56	7,869,584	145	59
12	里村	366	17.31	2,808,918	6	3
13	上甑村	457	35.08	4,250,962	3	1
14	鹿島村	163	8.68	2,100,986	0	0
15	鹿児島	219,170	546.73	1,757,061,607	1,215	530
16	県内占有率	41.7%	6.0%	40.2%	3.0%	2.6%
17	鹿児島市	204,792	289.79	1,677,869,534	469	181
18	吉田町	3,467	54.79	19,461,247	274	200
19	桜島町	1,444	32.20	10,921,027	75	12
20	喜入町	3,562	61.15	19,291,473	144	39
21	松元町	3,651	51.05	17,595,819	147	45
22	郡山町	2,254	57.75	11,922,507	106	53
23	始良中央	33,778	603.67	364,357,347	1,886	1,123
24	県内占有率	6.4%	6.6%	8.3%	4.7%	5.4%
25	国分市	13,897	122.51	187,923,553	430	281
26	溝辺町	2,645	63.50	31,447,599	326	97
27	横川町	1,235	70.45	15,972,000	189	115
28	牧園町	2,899	129.66	21,019,360	207	116
29	霧島町	1,626	82.54	12,323,059	190	141
30	隼人町	9,937	66.49	81,263,299	192	78
31	福山町	1,539	68.52	14,408,477	352	295
32	大隅中央	32,267	544.33	245,697,655	3,525	2,364
33	県内占有率	6.1%	5.9%	5.6%	8.7%	11.4%
34	鹿屋市	25,312	234.37	185,725,088	1,866	1,168
35	垂水市	4,473	161.86	41,045,819	866	612
36	輝北町	791	88.95	7,229,983	546	442
37	吾平町	1,691	59.15	11,696,765	247	142
38	薩摩東部	6,374	303.43	77,594,740	1,206	703
39	県内占有率	1.2%	3.3%	1.8%	3.0%	3.4%
40	宮之城町	4,479	145.95	59,928,738	590	344
41	鶴田町	1,026	77.99	8,532,414	278	161
42	薩摩町	869	79.49	9,133,588	338	198
43	日置	17,805	356.84	138,775,906	1,078	415
44	県内占有率	3.4%	3.9%	3.2%	2.7%	2.0%
45	市来町	1,741	31.56	18,952,149	73	15
46	東市来町	3,433	70.96	25,847,258	163	43
47	伊集院町	7,222	55.83	53,538,025	203	78
48	日吉町	1,340	29.25	9,966,591	166	95
49	吹上町	2,306	96.99	15,649,238	242	134
50	金峰町	1,763	72.25	14,822,645	231	50
	出典	国勢調査	鹿児島県市町村要覧	市町村所得統計	第48次鹿児島農林水産統計年報	

		11	12	13	14	15
		水産業 漁獲高	民営 総事業所数	サービス業 事業所数 (民営)	民営事業所 総従業者数	工業製造品 年間出荷額 等
1	単位	万円	事業所	事業所	人	百万円
2	基準年度	平成 10 年	平成 11 年	平成 11 年	平成 11 年	平成 11 年
3	鹿児島県全体	13,536,078	86,170	25,268	634,531	1,893,200
4	川西薩	2,218,396	6,156	1,811	51,361	279,029
5	県内占有率	16.4%	7.1%	7.2%	8.1%	14.7%
6	川内市	42,960	3,573	1,052	32,803	143,329
7	串木野市	2,042,067	1,284	364	9,896	35,276
8	樋脇町		388	119	2,888	7,504
9	入来町		271	78	2,472	70,915
10	東郷町		216	68	1,068	1,539
11	祁答院町		205	61	1,140	2,638
12	里村	29,571	89	26	437	16,881
13	上甑村	72,124	95	35	577	429
14	鹿島村	31,674	35	8	80	518
15	鹿児島	2,110,362	30,244	9,053	250,145	491,874
16	県内占有率	15.6%	35.1%	35.8%	39.4%	26.0%
17	鹿児島市	1,564,235	28,580	8,575	239,163	464,191
18	吉田町		443	112	3,353	7,728
19	桜島町		140	36	774	1,005
20	喜入町		448	153	2,934	5,792
21	松元町		417	115	2,361	6,393
22	郡山町		216	62	1,560	6,765
23	始良中央	226,153	4,785	1,497	47,027	298,146
24	県内占有率	1.7%	5.6%	5.9%	7.4%	15.7%
25	国分市	4,430	1,974	608	22,852	215,581
26	溝辺町		418	118	4,400	7,150
27	横川町		216	62	2,019	20,960
28	牧園町		424	142	3,754	1,972
29	霧島町		325	101	1,992	1,189
30	隼人町	205,843	1,105	371	9,943	48,117
31	福山町	15,880	323	95	2,067	3,177
32	大隅中央	2,607,719	4,350	1,298	37,363	79,822
33	県内占有率	19.3%	5.0%	5.1%	5.9%	4.2%
34	鹿屋市	599,136	4,182	1,245	28,690	35,525
35	垂水市	2,008,583			5,248	32,031
36	輝北町		168	53	1,147	2,267
37	吾平町				2,278	9,999
38	薩摩東部	0	1,336	390	9,946	52,694
39	県内占有率	0.0%	1.6%	1.5%	1.6%	2.8%
40	宮之城町		977	296	7,320	46,301
41	鶴田町		192	47	1,266	1,764
42	薩摩町		167	47	1,360	4,629
43	日置	294,304	3,797	1,093	20,916	90,677
44	県内占有率	2.2%	4.4%	4.3%	3.3%	4.8%
45	市来町	186,594	1,284	364	2,216	16,881
46	東市来町	79,639	629	198	4,196	6,371
47	伊集院町		834	248	8,019	48,187
48	日吉町	6,927	253	63	1,571	7,982
49	吹上町	21,144	493	140	2,952	5,396
50	金峰町		304	80	1,962	5,860
	出典	平成 10 年 漁業センサス	総務省統計局 統計調査部 経済統計課	総務省統計局 統計調査部 経済統計課	総務省統計局 統計調査部 経済統計課	総務省統計局 統計調査部 経済統計課

		16	17	18	19	20	21
		小売業 総商店数	スーパー マーケット 店数	飲食店数	商店年間 販売額	金融機関 店舗数	全国銀行 預金残高
1	単位	店舗	店舗	店舗	百万円	店舗	百万円
2	基準年度	平成 11 年	平成 13 年	平成 11 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 13 年
3	鹿児島県全体	23,572	349	4,594	4,575,000	210	9,372,900
4	川西薩	1,732	28	345	209,146	26	233,707
5	県内占有率	7.3%	8.0%	1.7%	12.3%	12.4%	2.5%
6	川内市	948	20	201	159,779	17	157,674
7	串木野市	396	8	78	33,172	4	43,823
8	樋脇町	97	0	24	4,599	1	8,647
9	入来町	83	0	17	3,647	2	7,071
10	東郷町	63	0	7	3,498	1	6,585
11	祁答院町	78	0	9	1,908	0	5,215
12	里村	23	0	5	773	0	1,662
13	上甕村	32	0	3	1,647	1	2,093
14	鹿島村	12	0	1	123	0	937
15	鹿児島	6,901	137	1,835	2,942,557	169	1,640,245
16	県内占有率	29.3%	39.3%	9.0%	172.4%	80.5%	17.5%
17	鹿児島市	6,458	132	1,724	2,888,283	164	1,585,419
18	吉田町	78	1	17	25,188	0	12,756
19	桜島町	48	0	55	4,661	1	5,292
20	喜入町	163	2	15	9,668	2	14,284
21	松元町	92	2	14	10,314	1	13,351
22	郡山町	62	0	10	4,443	1	9,143
23	始良中央	1,240	24	317	195,510	19	187,890
24	県内占有率	5.3%	6.9%	1.6%	11.5%	9.0%	2.0%
25	国分市	492	17	132	96,943	8	108,250
26	溝辺町	94	0	29	28,456	1	9,352
27	横川町	70	0	10	3,334	1	6,075
28	牧園町	110	0	27	5,419	2	10,275
29	霧島町	70	0	18	3,275	0	6,349
30	隼人町	303	7	86	54,304	7	39,534
31	福山町	101	0	15	3,779	0	8,055
32	大隅中央	1,545	29	313	230,822	24	170,632
33	県内占有率	6.6%	8.3%	1.5%	13.5%	11.4%	1.8%
34	鹿屋市	1,086	23	261	180,509	17	128,399
35	垂水市	316	6	41	41,801	4	29,233
36	輝北町	55	0	3	2,207	0	4,884
37	吾平町	88	0	8	6,305	3	8,116
38	薩摩東部	417	5	62	26,634	4	29,859
39	県内占有率	1.8%	1.4%	0.3%	1.6%	1.9%	0.3%
40	宮之城町	313	5	48	22,112	4	19,264
41	鶴田町	50	0	6	2,715	0	5,464
42	薩摩町	54	0	8	1,807	0	5,131
43	日置	851	12	110	74,663	12	74,889
44	県内占有率	3.6%	3.4%	0.5%	4.4%	5.7%	0.8%
45	市来町	71	1	9	5,956	2	7,772
46	東市来町	183	2	27	26,485	2	14,734
47	伊集院町	239	9	46	26,600	4	25,971
48	日吉町	67	0	7	3,352	1	6,638
49	吹上町	172	0	16	9,425	3	10,853
50	金峰町	119	0	5	2,845	0	8,921
	出典	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 構造統計課	株式会社 商業界	総務省統計局 統計調査部 経済統計課	総務省統計局 統計調査部 経済統計課	経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 構造統計課	株式会社 日本金融通信社

		22	23	24	25	26	27
		乗用車数 保有台数	新設着工 住宅戸数	病院数	診療所数	特老 施設数	老人保健 施設
1	単位	台	戸	施設	施設	施設	施設
2	基準年度	平成 13 年	平成 13 年	平成 12 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 13 年
3	鹿児島県全体	779,931	13,623	291	1,350	126	70
4	川西薩	58,628	931	23	106	11	6
5	県内占有率	7.5%	6.8%	7.9%	7.9%	8.7%	8.6%
6	川内市	34,211	604	15	58	4	3
7	串木野市	12,316	179	7	19	1	1
8	樋脇町	3,553	33	1	7	1	1
9	入来町	2,942	28	0	6	1	0
10	東郷町	2,639	54	0	3	1	1
11	祁答院町	2,044	14	0	5	1	0
12	里村	374	2	0	1	0	0
13	上甕村	434	4	0	5	1	0
14	鹿島村	115	13	0	2	1	0
15	鹿児島	263,880	5,815	111	485	23	16
16	県内占有率	33.8%	42.7%	38.1%	35.9%	18.3%	22.9%
17	鹿児島市	241,387	5,509	110	454	18	15
18	吉田町	5,622	81	1	5	1	1
19	桜島町	1,753	13	0	3	1	0
20	喜入町	5,405	78	0	11	1	0
21	松元町	5,648	89	0	6	1	0
22	郡山町	4,065	45	0	6	1	0
23	始良中央	59,358	1,122	17	89	7	4
24	県内占有率	7.6%	8.2%	5.8%	6.6%	5.6%	5.7%
25	国分市	23,974	566	4	45	1	1
26	溝辺町	5,105	98	0	4	1	0
27	横川町	2,490	28	0	5	1	0
28	牧園町	4,744	43	2	5	1	1
29	霧島町	2,802	34	2	4	1	1
30	隼人町	17,229	328	6	23	1	1
31	福山町	3,014	25	3	3	1	0
32	大隅中央	51,925	1,019	23	65	7	5
33	県内占有率	6.7%	7.5%	7.9%	4.8%	5.6%	7.1%
34	鹿屋市	38,685	849	20	46	4	3
35	垂水市	7,773	105	3	8	1	1
36	輝北町	1,991	11	0	6	1	0
37	吾平町	3,476	54	0	5	1	1
38	薩摩東部	11,792	142	6	18	3	2
39	県内占有率	1.5%	1.0%	2.1%	1.3%	2.4%	2.9%
40	宮之城町	7,795	108	5	14	1	1
41	鶴田町	2,084	23	1	1	1	1
42	薩摩町	1,913	11	0	3	1	0
43	日置	29,798	474	12	50	7	4
44	県内占有率	3.8%	3.5%	4.1%	3.7%	5.6%	5.7%
45	市来町	3,147	40	1	4	1	1
46	東市来町	5,871	94	3	11	1	1
47	伊集院町	11,051	179	5	20	2	1
48	日吉町	2,488	49	1	2	1	0
49	吹上町	4,023	52	1	8	1	1
50	金峰町	3,218	60	1	5	1	0
	出典	(財)自動車検査登録 協会(社)全国軽自 動車協会連合会	国土交通省総合 政策局情報管理部 建設調査統計課	衛生統計年報 (衛生統計編)	衛生統計年報 (衛生統計編)	保健・福祉施設一覽 (県社協)	保健・福祉施設一覽 (県社協)

川西薩地区の市町村合併の変遷



明治22.4.1 (合体)

隈之城村

向田村、宮里村、東手村、西手村

明治22.4.1 (合体)

平佐村

平佐村、白和村、天辰村、中村、
楠元村、久住村

昭和4.5.20 (合体・町制施行)

川内町

明治22.4.1 (合体)

水引村

大小路村、宮内村、五代村、小倉村、
草道村、綱津村

明治24.4 (分村)

東水引村

西水引村

水引村

昭和8.7.1 (改称)

昭和26.4.1 編入

昭和15.2.11 (市政施行)

川内市

川内市

昭和31.9.30 編入

明治22.4.1 (合体)

永利村

山田村、百次村、田崎村

明治22.4.1 (合体)

高江村

高江村、久見崎村、寄田村

昭和40.4.15 編入

明治22.4.1 (合体)

高城村

城上村、麦ノ浦村、湯田村、
麓村、西方村

昭和35.1.1 (町制施行)

高城町

明治22.4.1 (合体)

下東郷村

中郷村、田海村、白浜村

[昭和32.4.1 三分割]

(川内市、高城村、東郷町へ編入)

明治22.4.1 (合体)

上東郷村

斧淵村、舟倉村、宍野村、鳥丸村、
藤川村、南瀬村、山田村

昭和27.12.1 (町制施行・改称)

東郷町

東郷町

